令和７年第４回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　１２月１８日（木曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○諸般の報告 …… 3
○町長の所信表明並びに町政全般について経過報告 …… 4
○監査委員報告 …… １３
○委員会報告 …… １４
○一般質問 …… １５
　渡　邉　忠　義　君 …… １５
　門　馬　まりえ　さん …… ２２
　高　木　光　雄　君 …… ２４
　遠　藤　　浩　君 …… ３６
　西　本　久　雄　君 …… ４９
　西　内　玄　太　君 …… ６３
○散会の宣告 …… ６９
○署名 …… ７１

第２日　　１２月１９日（金曜日）

○議事日程 …… ７３
○出席議員 …… ７３
○欠席議員 …… ７３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… ７３
○本会議に出席した事務局職員 …… ７４
○開議の宣告 …… ７５

○会議録署名議員の指名 ……７５
○議案第６６号　広野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について ……７５
○議案第６７号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 ……８１
○議案第６８号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 ……８２
○議案第６９号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……８３
○議案第７０号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ……８４
○議案第７１号　大字及び字の区域の変更について ……８５
○議案第７２号　工事請負契約の変更契約について ……８６
○議案第７３号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第４号） ……８９
○議案第７４号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） ……９１
○議案第７５号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号） ……９２
○議案第７６号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） ……９３
○議案第７７号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第２号） ……９４
○委員会の閉会中の継続調査の申出について ……９４
○閉会の宣告 ……９５
○署名 ……９７

第 4 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和７年第４回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和７年１２月１８日（木曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の所信表明並びに町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告
日程第　７　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小	松	和	真　君
副町長	杉	浦	孝	幸　君
教育長	根	本	良	政　君
参事兼総務課長	飯	島	洋	一　君
参事兼 復興企画課長	加	賀	博	行　君
産業振興課長	黒	田	泰	将　君
建設課長	松	本	周	次　君
参事兼 環境防災課長	佐	藤	尚	文　君
健康福祉課長	金	子	一	隆　君
こども家庭課長	北	郷		功　君

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第４回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

７番　遠　藤　　浩　君

８番　門　馬　まりえ　さん

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る12月２日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から12月19日までの２日間とする答申がありました。本日から12月19日までの２日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月19日までの２日間とすることに決定しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、令和７年第４回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会議決書、産業厚生常任委員会視察研修報告書、大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することを求める陳情、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを

含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い、「最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書」の提出について、「院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書」の提出について、物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の所信表明並びに町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の所信表明並びに町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　皆様、改めましておはようございます。

本日ここに、令和７年第４回広野町議会定例会を開催するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しいところご出席を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

私は、本年１月31日をもって約34年間勤務しました役場を退職し、広野町長選へチャレンジいたしました。定年前の年度途中に退職しますことは断腸の思いであり、また苦渋の決断でもありました。しかしながら、役場に就職した頃に志した初心を胸に、町をよくしたい、町民を幸せにしたいとの思いを貫くべく、町政の先頭へ立つという大変厳しい道を選択し、このたびの町長選挙におきまして多くの町民の皆様の負託を受け、町政運営の重責を担うこととなりました。

町民の皆様の幸せのため誠心誠意職務を遂行し、町勢進展に寄与してまいる所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私が考える町民の幸せとは、30年後も広野町が単独で存続することであり、町民の誰もが歴史と伝統を重んじ、豊かで誇り高い生活を送れることであります。将来にわたって、広野町が単独で行政運営を維持することは簡単なことではありません。

私は、これまで５人の町長の下で仕事をしてきました。歴代の町長は長期的な展望に立ち、着実に政策を実現させてきたと思いますが、これまでの経済政策は、組織改革によって無駄を省き、厳しい予算査定により執行予算を削減することで健全な財政運営を図るということが基本政策でありました。それも一つの選択肢ではありますが、少子高齢化、人口減少が進み、地域経済は疲弊し、商店や農家には後継者が育っていない現況では、健全財政だけをうたっても解決はいたしません。

私は町長選挙を通して、町内の各集会所において座談会を開催してまいりました。そこでは、町

政の透明化、町のグランドデザインの明確化、少子高齢化の解消を求める声、職員の意識改革に関する苦言など、多岐にわたってご意見をいただいてまいりました。そのどれもが、今すぐにでも取り組むべき重要な案件と感じました。

一方で、広野町の住民基本台帳の人口は、震災の2011年では約5,500人でありましたが、現在は約4,500人に減少しています。人口減少は全国的な課題でありますが、15年足らずで約20％も減ったというのは深刻であり、行政が最優先で解決すべき課題だと考えていますが、これまで広野町の子育て支援策は、町独自の魅力的な政策を打ち出せておりません。町勢振興計画は10年先を見据えるものでありますが、私はそれよりも長い30年後のスパンで町づくりを考え、明るい未来への展望を町民の皆様に示していくべきだと考えております。

私は、30年後広野町が単独で存続するための公約として、３つの点に取り組んでまいります。

１つ、広野火力発電所の存続堅持！町民の皆様の働く場を守ります。

広野火力発電所１、２、３、４号機が廃止となり、５、６号機は石炭火発でありまして、世界的な潮流から存続が危うい状況にあります。燃料転換、発電効率のイノベーションを起こす事業の研究・実用化などＦ―ＲＥＩ（福島国際研究教育機構）を活用し、広野火力発電所を存続させ、地域の雇用を守る手段として、跡地利用も含め、電力事業者に対する技術的、経済的な支援をするため、国・県に対し積極的に要望活動を行います。

１つ、町内小・中・高校を地域トップ校へ！教育政策の充実を図ります。

町立学校の魅力向上につながる少人数指導、習熟度別授業による基礎学力の向上を目指すとともに、探求、思考、挑戦を掲げる教育プログラムを推進するため、教育委員会を通じて教員の加配、組織改革に取り組み、教育現場の充実を図ります。地域独自の魅力ある教育プログラムを実装することで県立中学校と切磋琢磨し、浜通り地域において地域トップの教育環境を整備いたします。

１つ、企業誘致による地域活性化！特産品開発を町づくりにつなげます。

地域農業と連動する企業を誘致し、農家の所得向上・経営安定化に貢献し、後継者不足の解消に取り組んでまいります。

私は、財政規律を維持することも重要だと思っています。しかし、町の収入が増えないことには、負のスパイラルから逃れることはできません。町の収入を増やすために、企業誘致による産業振興を大きな公約の一つに掲げました。一流企業を誘致することも重要だと思いますが、地域の農業と結びついて新しい産業を興す企業を誘致し、基幹産業である農業を活性化させます。それにより農家の収入が安定し、農家を志す若者が増えることが期待できます。そのような好循環が生まれる広野町を目指してまいります。

また、農業の多様化を目指し、農産品の生産組合を支援し、団地化にも力を入れていきます。加えて、「ふるさと納税」を活用した寄附収入の拡大を図るべく、返礼品として地域に誇れる町の特産開発を進めるため、役場内に専門部署を創設し、農家、生産者の直接的な窓口となって企画立案

から事業の実現に向けて伴走支援をしてまいります。

町づくりは人づくりとよく言われます。広野町には、震災以降、町の将来を心配する若者たちが、志を一つにする仲間とともに、伝統文化の継承や地域おこしイベントを開催し、広野町を盛り上げております。私は、行政とは違った方面から町の魅力を発信するこのような取組を応援し、30年後広野町が単独で存続するために、若者世代がはつらつと町づくりに参画できる足がかりをつくり、経験ある年配者と若者の発想力を融合し、広野町の未来創造につなげていきます。

私は約34年間、町職員として町政に携わり、現場で働きながら町の課題を肌で感じてまいりました。その経験と知見を最大限に生かし、町民の皆様一人一人の声に真摯に耳を傾け、現場の目線であるときは悩みながらアイデアを出し合って、町民の皆様と一緒に広野町の未来をつくり上げていきたいと考えています。閉塞感のある役場を改革し、風通しのよい、元気あふれる職場に生まれ変わらせ、町民の皆様から信頼され、充実した仕事ができる環境をつくっていきたいと考えています。そのためには、改革の先頭に立って職員を鼓舞し、元職員という強みを生かしながら、信頼関係を築くことで一人一人のやる気を引き出していきます。独自の文化や個性を守りながら発展をしていく町づくりに取り組んでまいります。

今は、第２期復興・創生期間から第３期復興・創生期間に移行するまさに正念場、依然として厳しい町政運営が求められる中、多くの町民の皆様の期待に応えるべく、そして子供たちの未来のために現場目線を貫き、全身全霊全力で新しい広野町の歴史を築く覚悟であります。何とぞ議会議員の皆様の格段のご理解とご協力を賜り、ご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げ、本議会招集に併せ、町長就任の挨拶並びに所信表明といたします。

次に、本定例会に提出しました議案を審議していただくに当たり、令和７年第３回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

９月13日、広野駅環境美化推進協議会が主催する美化活動が、広野駅周辺で行われました。当日は、同協議会の根本会長をはじめ、ＪＲＯＢ、町職員など約80名が参加し、広野町の玄関口である駅前や駅構内の除草作業に取り組みました。

９月20日、行政区長会議を開催いたしました。令和７年度における広野町の重点事業の進捗状況、各行政区からの要望と質問への対応について説明を行いました。行政区長の皆様からいただいた貴重なご意見を施策に反映し、取り組んでまいります。

９月30日、「広野町復興創生の日」記念式典を、衆議院議員、坂本竜太郎様、衆議院議員、齋藤裕喜様、参議院議員、星北斗様、復興庁福島復興局長、福島県相双地方振興局長、広野町議長並びに議会議員、行政区長、町民の皆様など約80名参加の下、広野町公民館大会議室において挙行いたしました。式典において、「復興から創生へ：医療イノベーションが描く新しい地域の姿」と題し、東京大学アイソトープ総合センター、和田洋一郎教授から基調講演をいただきました。

11月３日、生活環境の美化と保全、地域コミュニティー再生を目的とした行政区クリーンアップ作戦を実施いたしました。多くの町民の皆様にご参加いただき、町内各地の環境美化に取り組みました。

11月18日公示、11月23日投開票の日程で広野町長選挙が執行され、投票の結果、私が当選の栄を受け、町長の重責を担うこととなりました。町民の負託に応え、町民主体の町づくりを目標に掲げ、町民の福祉向上に資する事業を進めてまいります。

次に、復興企画課であります。

９月16日、広野町インターン地域交流活動の成果報告会をひろの未来館で開催いたしました。町内に１か月間滞在し、地域の課題解決に取り組んだ大学生２名による活動成果が報告され、21名が参加いたしました。

９月20日、21日、第21回ふるさと回帰フェア2025が東京都の東京国際フォーラムで開催され、移住を検討する約３万300人が来場しました。本町は移住相談窓口を出展し、町の魅力をＰＲするとともに、訪れた38名の移住相談に対応をいたしました。

９月24日、谷公一自民党東日本大震災復興加速化本部長が来訪され、第３期復興・創生期間における課題等について意見交換いたしました。町と議会は谷本部長に対し、合同で要望書を手交し、復興財源の確保や福島イノベーション・コースト構想の推進、教育環境の充実などを求めました。

９月27日、広野スタイル2025を開催し、会場の二ツ沼総合公園にはフリースタイルモトクロスの迫力あるショーを見るため、約1,500名の来場者がありました。会場では、様々なスポーツイベントや体験型アトラクション、キッチンカーや販売ブースが立ち並び、多くの家族連れでにぎわいました。

10月11日、ふたばワールド2025ｉｎかわうちが川内村の田ノ入工業団地において、伊藤忠彦復興大臣をはじめ、国・県等多くの来賓者を迎え、盛大に開催されました。当日は雨天の中での開催となりましたが、地元団体の迫力ある芸能披露や歌手、お笑いタレントのステージ、ふたばの大鍋の振る舞いがあり、参加市町村の地元産野菜や特産品の販売、ＰＲブースが出展され、約3,000人の来場者がありました。

10月12日、秋季町長杯パークゴルフ大会レッドカップが開催され、町内外から約150名の参加者の下、日頃のプレーの成果を発揮しようと熱戦が繰り広げられました。当日は秋晴れの絶好のコンディションの下、参加者はベストスコアを目指し、熱戦を繰り広げました。難コースにおいても、ホールインワンを複数記録するなど盛り上がりました。

10月18日、第28回ひろの童謡まつり音楽祭が、童謡夢大使、真理ヨシ子様ほか、日本童謡協会所属の歌手の皆様、広野こども園の園児、広野小中学校の児童生徒、ふたば未来学園、合唱団「めじろたち」、県庁混成合唱団「きびたき」、今回初めての参加となるいわき翠の杜高等学校音楽部を加えた出演者、兵庫県たつの市からは議会議長をご招待申し上げ、約600名の来場者を得て開催をい

たしました。音楽祭では、たつの市と広野町から生まれた童謡を歌い継ぐとともに、童謡文化の継承を図り、童謡による町づくりをより一層推進させるべく取り組みました。

10月28日、株式会社ＪＥＲＡ本社を訪問し、森崎宏一常務執行役員に対し、町と議会の合同要望書を議長とともに手交いたしました。要望活動では、広野火力発電所２号機の廃止決定に当たり、発電所の跡地利用についてスピード感を持って検討することや、発電所跡地を活用した新たなエネルギー拠点の構想の確立などを求めました。

11月４日、二地域居住アーティスト・イン・レジデンス調査構築事業の活動が始まりました。今年度は「高倉山」をテーマに、招へいアーティスト４名が町の歴史・風土・文化をリサーチし、居住地と広野町を往来しながら、３月のお披露目会へ向けて作品制作に取り組んでおります。

11月８日、福島くらし＆しごとフェア2025が東京都の東京交通会館で開催され、福島県への移住を検討する約320名が来場いたしました。本町は移住相談窓口を出展し、町の魅力をＰＲするとともに、訪れた18名の移住相談に対応をいたしました。

11月22日・23日、ＪＯＩＮ移住・交流＆地域おこしフェア2025が東京都の東京ビッグサイトで開催され、移住を検討する約3,100名が来場いたしました。本町は22日に移住相談窓口を出展し、町の魅力をＰＲするとともに、訪れた14名の移住相談に対応をいたしました。

12月１日、Ｊ２リーグのシーズン終了に伴い、いわきスポーツクラブ「いわきＦＣ」の大倉智代表、田村雄三監督、所属選手及びスタッフら総勢41名の皆さんが、ホームタウンである広野町へ今シーズンの結果報告に来訪されました。広野町から、来シーズンの活躍を祈念し、みかんの丘で収穫したミカンを贈呈いたしました。

次に町民税務課です。

12月３日、「第77回人権週間」に合わせ、広野町人権擁護委員３名により人権啓発活動の一環として役場庁舎内会議室に特設人権相談所を開設いたしました。

次に健康福祉課であります。

10月７日、総合健診で収縮期血圧135以上の方などを対象に食生活の改善を図るため、株式会社カゴメの協力の下、血圧測定、野菜の摂取量を測定するベジチェック及び塩分と野菜摂取量のバランスを測定するナトカリチェックを実施いたしました。本事業には18名の参加がありました。

10月21日、マイトレとしてウオーキングに取り組んでいる町民が多い傾向にあることから、総合健診での問診や結果により、ＢＭＩ25以上の方や歩行中転倒したことがある方などを対象に、歩行の質の改善を図るため、県の先駆的民間プログラム事業を活用し、受託者である株式会社花王と歩行バランスやスピードから推定する歩行年齢を測定する歩行改善プログラム測定会を実施いたしました。本事業には33名の参加がありました。

11月１日、「ひろの秋まつり」の一環として、広野町中央体育館において、「健康まつり」を開催いたしました。町民の健康維持増進と生活習慣病予防の推進を図ることを目的として、食生活改善

推進協議会による減塩及び野菜摂取の必要性の啓発、ふくしま心のケアセンターによる睡眠に関する相談、血圧測定及び体組成測定などの関係機関の協力の下実施したほか、放射線健康対策事業として、原子力安全研究協会によるホールボディ・カウンタ積載の大型バスでの内部被曝検査を実施し、会場内では子供から大人までスタンプラリーを楽しみながら大勢の方に参加をいただきました。

また、「心と身体をリフレッシュ～あなたも“マイトレ”しませんか？」を演題とした「株式会社ルネサンス　運動指導員　藪下清人様」によるマイトレ推進のための健康講演会を開催し、約30名の参加者が運動を交えた講話を熱心に聞いておりました。

次にこども家庭課であります。

10月４日、こども園の運動会を開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、園児たちは、リレーや障害物競走などの競技のほか、鼓笛やダンスなどの演技を元気いっぱい披露しました。

10月15日、こども園の秋の遠足を保育部と幼児部に分かれて実施いたしました。保育部では児童館まで散策し、館内においてゲームなどで遊びました。幼児部は日立かみね動物園へ出かけ、多くの動物を楽しく見学いたしました。

10月23日、広野こども園において、いわき短期大学附属幼稚園児との２度目の交流を行いました。遊具で遊んだり、ダンスをしたり、グループに分かれてゲームを楽しんでおりました。

11月11日、こども園幼児消防クラブによる防火パレードが、駅前通りにて行われました。当日は、こども園児、広野町消防団をはじめ富岡消防署楢葉分署、双葉警察署の皆さんも参加し、地域住民へ火の用心を呼びかけました。

11月21日、広野こども園において、いわき短期大学中川希望准教授と学生による園児の運動能力測定を実施いたしました。園児たちの運動能力を把握し、測定結果を基に今後の運動や遊びについて検討をしてまいります。

11月21日、児童館において、避難訓練を実施いたしました。当日は地震災害に対する意識を高めるため、地震体験車を活用し、地震の揺れを疑似体験いたしました。児童たちは、これまで映像などで見てきた地震の様子を実際に体験することで、身近なこととして捉えることができました。

12月６日、こども園の発表会を開催いたしました。保護者の皆様に多数ご来園いただき、園児たちは踊りや劇など日々の練習の成果を元気よく披露いたしました。

12月１日現在、こども園、児童館の在籍者は、こども園96名、児童館63名となっています。

次に環境防災課です。

９月22日から９月29日にかけ、役場前交差点において、秋の全国交通安全運動の取組として、国道６号を通行するドライバーと通学時の児童生徒に対し、特別職及び管理職による立哨活動を行い、９月24日には職員総出で横断幕やプラカードを掲げ、交通事故防止啓発活動を実施いたしました。

９月28日、広野町中央体育館において、坂本竜太郎衆議院議員をはじめ、多くのご来賓のご臨席をいただき、令和７年広野町消防団・婦人消防隊秋季検閲式を挙行いたしました。消防団の厳格な

規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に、広野町消防団、婦人消防隊、株式会社ＪＥＲＡ広野火力発電所自衛消防隊、総勢58名の参加の下行いました。

９月30日、築地ケ丘公園、折木地区集会所及び中央体育館において、地震・津波避難訓練及び相双地方防災訓練を実施いたしました。津波浸水想定区域だけにとどまらず、余震等による家屋の倒壊や土砂災害への警戒を想定して町内全域を対象とし、本年度は「災害時における消防活動支援に関する協定」に基づく双葉地方広域市町村圏組合消防本部、株式会社ＪＥＲＡとの三者合同訓練を併せて実施し、住民、企業、消防団、婦人消防隊、関係機関など131名のご参加をいただき、シェイクアウト訓練、避難者誘導訓練、無人航空機ドローンを活用した情報収集訓練、福島県によるＶＲ体験など14種目の訓練を実施し、防災関係機関相互の連携強化と住民の防災意識の高揚を図りました。

10月23日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、事業系ごみの排出方法について会員企業に協力を求めました。９月18日、10月23日、12月12日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号線役場前交差点等で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。

11月８日、地球温暖化の一環として、ごみの減量化・再資源化を目的に家庭で不要になった小型家電のイベント回収を行いました。役場駐車場に特設コーナーを設け、使用済小型家電778キロを回収しました。

次に産業振興課です。

９月12日、福島県において町内全域より３点を抽出し、検査した令和７年産米の放射性物質検査結果が公表され、全て測定基準値以下となり、広野産米の安心・安全が確保されました。

11月１日、広野町公民館駐車場において、秋の風物詩となるひろの秋祭りの一環として、農業団体、商業団体などのご協力により、収穫祭を開催いたしました。飲食物の販売や地元野菜の無料配布など、町内外から訪れた約1,000名の皆様にお楽しみいただきました。

11月12日、広野町役場前において、ふるさと応援寄附金の納税者に対する返礼品として特別栽培米コシヒカリ『とんぼのめがね米』の発送式を執り行い、寄附金を寄せていただいた全国５件の納税者の皆様に向けて第１便を発送いたしました。12月８日現在、13件の申込みを受けており、納税者の方に向けて順次発送をしてまいります。

中央台みかんの丘において、12月１日、こども園児54名、広野町児童館の児童28名、12月４日には約100名の町民の参加による「みかん狩り」を開催いたしました。今年は天候にも恵まれ、昨年と比較して甘くて多くの実がなりました。冬でも温暖な本町の気候から取れる「みかん」を子供たちや町民の皆様はふるさとの味として楽しんでいただきました。

12月６日、７日、茨城県つくばみらい市において開催された「第27回米・食味分析鑑定コンクール国際大会ｉｎつくばみらい」を広野町認定農業者協議会の会員６名が視察を行いました。当該大

会は、令和８年度は須賀川市・岩瀬郡、令和９年度は会津若松市、令和10年度は双葉地方において開催予定となっており、今回の視察は地元開催に向けて会場の運営状況や良質の米を生産するための技術の習得の必要性などを確認でき、有意義なものとなりました。

次に建設課です。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事については、施工延長200メートルのうち約100メートルの片側側溝の布設が10月中旬に完了し、同時進行している下水道移設工事施工延長約142メートルとマンホール６基の布設を11月末に完了しております。引き続き路体・路床盛土について12月より着手してまいります。

折木地区土砂採取区域完了工事については、10月末に植栽基盤工の客土が全て完了し、11月末には植生基材吹きつけをするためのラス張りが完了いたしました。引き続き12月上旬より植生基材吹きつけに着手しており、令和８年２月上旬を完了予定としております。また、抵抗性クロマツの植栽は２月末で完了を予定しております。

次に学校教育課です。

10月25日、広野小学校において学習発表会を実施いたしました。「発表会、一歩ずつでも、がんばろう」をスローガンに、昇龍太鼓の演奏、各学年の発表、全校合唱に取り組み、練習した成果を遺憾なく発表いたしました。

10月31日、第28回広蛍祭を広野中学校で開催しました。「踏み出せ一歩」をスローガンに、生徒たちは、学年・総合学習の発表、合唱発表、昇龍太鼓、全生徒で披露する広中ソーランに真剣に取り組みました。

11月19日から20日にかけて、小学校５年生、６年生の47名は、異文化交流体験事業として、天栄村にあるブリティッシュヒルズにおいて、イギリス文化と英語を用いたコミュニケーションについて学びました。受付から案内、授業、食事、買物に至るまで、全てが英語のみの会話となり、英語漬けの２日間を通じて、「パスポートのいらない英国生活」を体験いたしました。

11月29日、第12回双葉郡ふるさと創造学サミットがふたば未来学園を会場に開催されました。「ふるさと創造学」は、双葉郡８つの町村が共に取り組み、地域の「ひと」、「もの」、「こと」を題材にした「探究的な学び」であり、広野小学校６年生は「住みたいに変わる未来の広野町」をテーマに調べ学習を実施し、広野中学校１年生は「私が町長だったら」をテーマに町活性化のためのアイデアを発表し、広野中学校２年生は「ＳＤＧｓ」を広野町で実現するための提案を行いました。今回のサミットでは、発表に加え、交流の場面が多く設定され、他校の児童生徒と双葉郡の未来について考える貴重な機会となりました。

12月15日、新しい学校給食共同調理場が完成し、落成式を開催いたしました。当日は、福島復興局次長、長尾勝昭様をはじめ、多数のご来賓、教育関係者、施工業者の皆様のご臨席の下、施設の概要説明と内覧を行いました。新給食センターは最新の衛生管理設備を備え、児童生徒への安全で

安心な給食提供を目的として整備されたものであります。今後は、来年１月中に本格稼働を開始し、食育の実践となる学校給食の供給に寄与する予定でございます。

12月17日、令和７年広野町子ども議会を５名の議員により開催いたしました。本議会は、社会の問題を自分事として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成するとともに、広野中学校生徒の夢のある幅広い意見・要望等を町勢進展の参考とすることを目的に実施をいたしました。子ども議会は、昨年に引き続き８回目の開催となり、広野中学校３年生が３年間取り組んだ「ふるさと創造学」の集大成として、地域について学んできたことを通して気づいた町づくりについての課題や問題点を子ども議員として意見を発表する貴重な実践学習の場となりました。子ども議員は、安全な暮らしの環境整備、子育て世代への安心発信、観光資源の充実など、多岐にわたる課題について真剣に向き合い、質問をしておりました。

次に生涯学習課です。

９月14日、第19回市町村対抗福島県軟式野球大会が、県営あづま球場で開催されました。下郷町と対戦し、零対９で初戦敗退となりました。

同日９月14日、第78回福島県総合スポーツ大会相双大会が富岡町及び浪江町を会場に開催されました。本町からはバレーボール、バドミントンの各競技に総勢17名が参加し、暑さに負けず熱戦を繰り広げ、バレーボール、バドミントン競技で準優勝の成績を収めました。

10月４日、第12回市町村対抗福島県ソフトボール大会が、相馬市光陽ソフトボール場で開催されました。只見町と対戦し、１対14で初戦敗退となりました。

10月５日、集団対抗パークゴルフ大会を二ツ沼パークゴルフ場において、各行政区長のご協力の下、77名の参加により開催いたしました。結果は、第５集団が優勝いたしました。

10月25日・26日の２日間、ふるさと創生大学において、「森のともだち」と題して、広野夢大使である宮城大学、小沢晴司教授による講義を実施いたしました。15名が受講し、生物の多様性や環境保全について意識を高めるとともに、近年における熊の生態について学びました。翌日には広野町のみかんの丘をはじめ教育の丘の周辺を散策し、広野町の豊かな自然環境を再確認いたしました。

11月１日・２日の２日間、ひろの秋祭り「文化展」を開催いたしました。こども園・児童館・広野小中学校・ふたば未来学園の児童生徒の作品をはじめ、各種団体から多くの作品が出展され、来場された皆様にご観覧いただきました。また、広野町文化協会へ加盟している団体による体験コーナーが設けられ、呈茶や折り紙・切り絵・アレンジメントフラワーを体験いたしました。

11月２日、第28回広野町生涯学習発表会を中央体育館において開催いたしました。文化展と同時開催し、多くの来場者でにぎわう中、出演した11団体が日頃の練習の成果を披露いたしました。

11月16日、第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競争大会が、白河市総合運動公園陸上競技場をスタートし、福島県庁をフィニッシュとする16区間、96.3キロメートルで繰り広げられました。日頃の練習の成果を発揮され、無事完走し、総合成績においては51チーム中、20位、町の部においては28チ

ーム中、６位となり、町の部において７年連続、８度目の入賞を果たしました。

11月29日、ふるさと創生大学において、「詩人・草野心平の料理」と題し、いわき市立草野心平記念文学館主任学芸員、渡邊彩先生よる講義を実施いたしました。14名の受講者の下、草野心平先生が経営していた料理店について学びました。

12月14日、Ｊヴィレッジハーフマラソン2025が開催され、日本サッカー協会、宮本恒靖会長をスペシャルゲストに迎え、全国から参加した約2,000名以上のランナーが津波の被害から復旧した沿岸部を駆け抜け、福島の復興の歩みを確かめておりました。Ｊヴィレッジハーフマラソンは、震災後の交流人口の拡大や地域振興につなげる「復興マラソン」として誕生し、今年で６回目となり、コース上の給水所では広野産ミカンを配布するとともに、沿道では多くのランナーへ拍手や声援を送りました。また、ゴール後は広野町が用意した振る舞い料理の豚汁を食べ、冷えた体を温めておりました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件５件、補正予算案件５件、その他案件２件、合計12件であります。慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げ、経過報告といたします。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　針生寛美君登壇〕

○代表監査委員（針生寛美君）　おはようございます。監査報告をいたします。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、８月分を９月19日、９月分を10月23日、10月分を11月21日に実施しました。

検査の結果につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異状はなかったと認めます。

また、さきの令和７年９月定例会において、西内玄太議員より、令和７年５月に実施した町民号の事務手続について監査を求める発言があり、令和７年10月23日の例月現金出納検査時に担当課に聞き取り調査を行い、確認した概要を報告いたします。

令和６年度の３月中に町が発行した広報チラシに運営する事業者名を入れて町民号案内のチラシを発行したものでございますが、調査した結果、その行為自体に違法性はありませんが、契約の予約状態とはなっているものの、年度が明けて正式に相手方と契約に至らないかもしれないというリスクを背負うこととなり、事務手続としては合理的ではなかったと思われます。

監査委員の意見としては、町執行部は事業実施までの行程をしっかりと検討し、単年度予算の執行という原則の下、町民に誤解や疑念を抱かれることのないよう、慎重に取り組んでいただくこと

を求めました。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太君、登壇を許します。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、総務文教常任委員会の報告を行います。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘君、登壇を許します。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長、７番、遠藤浩君、登壇を許します。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　それでは、報告いたします。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで政治倫理条例に関する調査特別委員会の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時９分であります。ただいまから10時25分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時25分まで休憩いたします。

（午前１０時０９分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２５分）

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、一般質問を行います。

一般質問は、質問項目ごとに一問一答方式で行います。

◇　渡　邉　忠　義　君

○議長（渡邉正俊君）　通告順に従い、一般質問を許可いたします。

２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

２番、渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　小松町長におかれましては、このたびの町長選挙、誠におめでとうございます。新町政がますます発展されますよう、今後ともまたご期待申し上げます。よろしくお願いします。

それでは、早速でございますが、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。まず、１問目でありますが、今年度の総合健診の取組についてお伺いいたします。

まず、（１）として、健診の受診者は何人いましたか。

（２）、健診の未受診者は何人いましたか。

（３）、未受診者で受診しなかった理由は何ですか。

（４）、特定保健指導の対象者は何人いましたか。

（５）、健診結果説明会の相談者は何人いましたか。

町長に伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、健診の受診者は何人いましたかにつきましては、受診者数は743人となります。

ご質問の２点目、健診の未受診者は何人いましたかについてでありますが、未受診者数は830名となります。

ご質問の３点目、未受診で受診できなかった理由は何ですかにつきましては、既に疾病等により通院されている方が受診していないということが主な理由と考えられます。

ご質問の４点目、特定保健指導の対象者は何人いましたかについてでありますが、対象者数は37名

となります。

ご質問の５点目、健診結果説明会の相談者は何人いましたかについてでありますが、相談者数は25人となります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。この項目の中に、特定保健指導の対象者37名ということなのですが、この37名の中には私もちょっと１人として入っているわけなのですが、なかなかメタボから抜け出し切れないという現状があります。私もこれ勉強しなくてはならないということであります。

それと、もう一つ、私が今回自分の個人的な健診結果の通知から見て、いわゆる血圧については集団で受けると血圧高くなるというふうな要素があるようなので、その中に私もちょっと引っかかったなと。ふだんは140から85なんで、薬も飲まなくても健康な状態でいるのです。あとは、ほかの項目については全て丸ということでありますので、今後また健康に寄与していきたいというふうには考えておるところであります。

そこで、この５番のところ、健診結果説明会の相談者が、25名があったということで、今回この通知書ございますが、この通知書と併せてこのような診断結果説明会を開催しますよという通知が、これ入っていたのです。これいわゆる健診結果の見方が知りたい方、検査の数値気になる方、生活習慣へのアドバイスが欲しい方など保健師に個別に相談しますと、この言葉は私気に入りました。いわゆるこれは、保健師の皆さんが町民の皆さんに対して個別で相談しますよということが、私今回初めて見たものですから、これはすばらしい取組を始めようとしているのだなということで、私はこれに感激したところであります。町長、この辺職員の方によろしく言ってください。それともう一つは、医療機関に要精検の方とか、そういった方が医療にかかったよということも言っているわけであります。それらが先ほどもあるように通院しているというようなこともあるので、そちらのほうに行っているのかなというふうに思うのですが、そこで町長、私これ思ったときに、この受診743名並びに830名の方に今後はやっぱり保健師の皆さんがどのような、逆を返すと25名の方はこの相談に来てもらったのだけれども、そのほかの方は来ていない現状あるのですけれども、今後この保健活動については町長としてはどのような考え持っているのか、ちょっとお伺いしたいところであります。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今、議員おっしゃるとおり、しっかりと受診をして、自分がどういう状況にあるか、それを確認した中で病院を受診するという場合もあろうとは思いますけれども、そこまでではないのだけれども、どうしたらいいのかなというような場面、あるいはなかなか病院に行くにしてもちょっと怖い

感じがするというようなそういった相談から、まずは何か誰か相談できる人いないかなとか、そういうような話なのかなというふうに思います。そういった点については、基本的に保健センターに在籍している保健師が、特に高齢者の方でありますけれども、地区ごとに健康の有無にかかわらず訪問させていただいて、その方の、あるいは住民の方のそれぞれの悩み相談には応じられるような体制にはなっています。ただ、なかなかそこが住民の方全てにすべからく伝わっていないというところはあるのかなとは思います。あと、保健師の活動においても赤ちゃんからお年寄りまでという幅広い年齢層で実施をしているということもありまして、手がなかなか回らない点もあろうかと思います。

そういったところを含めて、全体的には私としては、まずは保健センターなり、健康福祉課なり、そういう担当窓口に今言った何か相談事がある場合にまず第一報を入れていただいて、その方に対して町のほうからアプローチができるような、そういう対応にしたいなというふうには思っております。様々な要件があろうかと思います。すぐに病院に行ったほうがいいという方もいらっしゃると思いますし、あるいは保健指導を行うことで改善の余地があるというふうに考えられる方もいらっしゃるかと思いますので、まずは窓口となる保健センターあるいは健康福祉課に、窓口にご一報いただいて対応のご相談をしていただくと、そういうようなことをしていけたらいいなと。その辺含めて町としてもその相談窓口があるのですよということをＰＲをしていきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。確かに今言われたように、町長のとおりなのですが、我々の震災以降当然振り返りますと、震災以降これはずっともう十数年医療の免除があったわけです。そうなると、当然医療機関のほうがやはり足が向くと。なかなか保健センターのほうに足を向けるというところが、難しいところがこの広野町の状況なのかなということであります。しかしながら、今状況を見ますと、今年の2025年、これはいわゆる後期高齢者の皆さんがいきなり増えるという状況の時代でありますから、余計こういう病気をされる方が多くなっていく。これは年齢になってみないと分からないのです。私も今年で72になりますけれども、これまで少なくとも運動はしてきたつもりなのですけれども、やっぱり72になってくると足が痛むとか、今までなかったような病気がこれ出てきたということなのです。これがやっぱりだんだんと老いていく姿なのかなというふうに自分なりには思ってはいるのですが、それをどう対応していくかということがこれからの時代だと思うのです。

それで、今回先ほども報告があったように、秋の文化展ありました。そのときにこれまで保健センター並びに職員の皆さんが開設しているコーナーがあったのですが、そこのところに行ったらば、今までは人がぱらぱらだったような状況だったのですが、人だかりだったのです。ああ、これが後期高齢者の皆さんがやっぱり増えた、そして健康になりたいのだなという意識を私は感じ取ったところなのです。だから、やっぱりこの問題については大変難しい時期ではありますけれども、まさ

にこれから町長、自治体、そして保健、そしてあと町長が一丸になってこの事業について取り組んでいかなければ医療費がますます増大していくということが来たわけであります。ただ、残念ながらさっき公約の中に保健の関係がちょっとなかったものですから、今後ともまたよろしくお願いします。町長は少なくても保健関係に大分長くいたような気しますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

それで、この保健師の役割というの私もくどくと言うのは申し訳ないのですけれども、やっぱり保健師の役割は予防だということが何よりも尽きるというお話みたいです。結局病気になる前に健康な段階から介入して健康的な生活習慣を定着させていく、それが保健指導なのだよということです。まさにそうです。病気になってしまってからでは医療機関にしか頼らざるを得ないわけだから、その以前町民の皆さん、これは70代になってしまってからではもう遅いわけです。60代、50代のときからこういう保健指導というのはしなくてはならないのだけれども、この保健の業務はなかなか目に見えない。そして、長い時間かかる取組なので、なかなか取り組むに当たっては大変かと思いますけれども、やっぱり我々の高齢化に向かってはこれも重点的に取り組まなくてはならないというふうに考えているところであります。町長、もう少し一言あるのならよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　２番、渡邉忠義義員のただいまのご質問でありますけれども、今議員ご承知のとおり、保健師の役割としては今おっしゃられた特に一番大きな役割として保健指導というのがあるわけですけれども、その前段でやっぱり健康指導というのもあるわけなのです。特に今既に病気の予備段階にあるというような状態で保健指導を受けるパターンと、それよりも前の段階、予防の部分ですけれども、これ健康指導に当たるかと思うのですけれども、そういったフェーズがあると。残念ながら広野町の健康保険というのは、広野町が保険者になっているのは高齢者の方あるいは自営業者の方を中心とする国民健康保険が広野町が保険者になっている状況であります。捕捉する年齢、本当に先ほど議員がおっしゃられたように、若いときにしっかりと保健指導もしくは健康指導を行って、それが年齢を経た中で維持されてきて、そして健康保険がバトンタッチする退職付近で広野町の保険者になってくる。そのときに何か社会保険のときは全然そういう運動も、大体若かったので、野放図にしてきたと。それがある一定の年齢になって、健康保険が切り替わったタイミングで習慣病を発病したというような、そういう事例が過去にもたくさんありまして、それが自治体保険者としての悩みでありましたので、なるべく若いタイミングで、そういった保険者に将来的になるわけですから、町民の方社会保険であっても健康指導、これ保健指導ではなくて健康指導なのですけれども、健康指導ができるような仕組みというのは考えていかなければいけないのだろうと思います。いろんなイベントを通じて健康習慣の呼びかけや、今健康福祉課でも一生懸命やっているマイトレもその一つだと思っておりますが、保険者に、年配の方に限らず、若い世代、若い

町民の人にその健康の優位性をしっかりと自覚していただいて、健康の予防活動、そして体力づくり、そういったものをしっかりとやっていただけるような、そういった町内の雰囲気づくりというのはこれからしっかりと努めていきたいと思っております。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　続きまして、広野健康づくり計画及び中間評価の取組についてお伺いいたします。

つまりこの第２次はつらつ元気プランの件でありますが、健康づくり計画は2019年から2028年、10年間となっておりますが、中間評価を見ると実績値が2021年までとなっております。2022年以降の実績値はどうなっておりますか。また、2021年までの実績値はどのように算出されたか、お伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　２番、渡邉忠義議員のご質問の２番目の１点目、健康づくり計画は2019年から2028年までとなっております。中間評価を見ると、実績値が2021年までとなっております。2022年以降の実績値はどうなりますかにつきまして、また2021年までは実績値はどのように算出されましたかについてであります。

中間評価後の2022年以降の実績値につきましては、重点目標の成人の肥満を減らす！につきまして、成人男性でＢＭＩ25以上の割合が2028年の目標値20.0％に対し、2022年実績値は32.2％、2023年実績値は32.3％、2024年実績値は31.9％となっております。なお、それぞれの実績値は、健康診断の受診者の検査結果に基づいて算出をしております。

親子で規則正しい生活習慣を身につける！につきましては、朝食を欠食する小中学生の割合が、2028年目標値ゼロに対し、2022年実績値は1.1％、2023年実績値は1.7％。2024年実績値は2.8％となっております。実績値につきましては、教育委員会によるアンケート調査に基づき算出をしてございます。

基本目標の食でつくろう！！健康生活につきましては、３食きちんと食べるようにしている人が増えるの2028年度目標値50％に対しまして、2022年実績値は91.8％、2023年実績値は93.7％、2024年実績値は93.9％となっております。実績値は、健康診断の受診者の検査結果に基づいて算出をしております。

次に、動いて変えよう！！みんなのからだにつきましては、ひろの健康ポイントの利用者が増える目標値300件に対しまして、2022年実績値は77件、2023年実績値は64件、2024年実績値は76件となります。実績値は、ひろの健康ポイントの申請件数に基づき算出をしております。

次に、運動を心がける人が増えるの目標値40％に対しまして、2022年実績値は64.2％、2023年実績値は63.1％、2024年実績値は63.8％と増加傾向にあります。実績値は健康診断の受診者の問診票に基づいて算出をしております。

次に、休憩・睡眠十分に！心ゆったり過ごしましょう！！につきましては、睡眠が十分取れていない人が減るの目標値23％に対しまして、2022年実績値は26％、2023年実績値は26.9％、2024年実績値は28.1％となります。実績値は、健康診断の受診者の問診に基づき算出をしております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。今の回答いただきました中身については、これらについてはネットで去年の更新されているのですけれども、こちらのやつがちょっと見当たらなかったのですよね、2021年まで。2020年までしかなかったので。今言われたように先ほど報告があればこれは何ら質問することはなかったのですが、ということは結果的には全ておおよそ達成されているというふうなご報告でいいのかなというふうに思ったのですが、それで先ほども保健師の皆さんは多岐にわたってこの健康づくりというのが大変な状況をやっておられるわけなのですが、このはつらつ元気プランは令和元年から令和10年までという計画の10年間計画なのです。ということは、既に医療費の免除をされる前から取り組んできたというふうに受け止めるようなところもあるのですが、時期的に見れば。だから、果たしてその時期からこのプランを立ててやるということがよかったのか。ましてや出しているのが保健センターでありますので、これ町側のほうの担当課のほうも一緒に協力して作成されたものなのか。保健センターだけでこれ作成していくと、これ大変な業務になろうと思うのです。それよりもまず予防医学のほうの重点事業を取り組んでいく、これも１つあるのですけれども、そういうやっぱり町民の皆さんに沿ってその予防に努めていくということがやっぱり１つは大事だと思うのです。ですから、訪問をしていろいろ状況が、データは全て持っているわけですから、そういうものを持ちながらやっぱり訪問活動に当たるということも大事なのかなと思うのです。今現在４名の保健師がいるわけですけれども、これは老婆心なのですけれども、私が入った頃は、19歳の頃役場に入ったわけですが、そこにあの頃の人口も大体5,000近くいたのですが、保健婦という立場の時期だったのですけれども、そのときは１人だったのです。そのときにその保健婦は、いわゆる車を持っているわけでもないし、運転免許を持っているわけでもないし、我々もどうするのかなと思ったら、広野一円歩いて訪問活動をやっていたということの時代も、今からもう半世紀前ですけれども、そういう時代もあったということなのです。それも今後につながるかどうかそれは分かりませんが、そういう過去のすばらしい方も保健婦の中にはいたということをお話しさせていただいたところであります。これについては締めたいと思います。

続きまして、３番目の全国高等学校総合体育大会サッカー競技についての今年度の町内宿泊利用の実績をお伺いしたいと思います。

まず、（１）に、選手及び保護者は、町内の宿泊施設を利用された方は何人いましたか。また、町内の宿泊施設を利用した件数は何件でしたか。

（２）として、町内施設を予約して、宿泊をキャンセルされた事例がありましたか。

（３）に、町内宿泊施設業者と町は、今年度の反省や来年度に向けた検討会などを開催する予定がありますか、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　２番、渡邉忠義議員のご質問の３番目の１点目、選手及び保護者は、町の宿泊施設を利用された方は何人おりましたか。また、町の宿泊施設を利用した件数は何件でしたかについてであります。

町は、全国高校総体配宿センターを通して、出場選手及びチーム関係者の宿泊申込み数を把握してございます。大会期間中における出場選手とチーム関係者の町内の宿泊利用者数は延べ2,308人となっております。町内の宿泊施設を利用した件数は11施設であり、町内の宿泊施設を利用した出場校は18校でありました。出場選手の保護者や応援者等につきましては、各個人による旅館、ホテルへの直接予約や旅行サイト等による宿泊予約となるため、明確な人数は確認できておりません。なお、配宿センターから宿泊施設事業者への聞き取りでは、令和６年度に比較しますとインターハイ出場選手の家族や試合観戦者の人数は増加傾向にあるとともに、出場校から事前の合宿や遠征として利用した施設と同じ施設で宿泊を希望する案件も複数あったと回答を受けております。

ご質問の２点目、宿泊施設を予約して、宿泊をキャンセルされた事例がありましたかにつきましてであります。全国高校総体配宿センターを通しての出場選手とチーム関係者の宿泊人数と件数となりますが、全ての出場校が決勝までの宿泊予約をしております。一方、競技方法がトーナメント方式となりますから、トーナメント戦で敗戦をしたと同時に宿泊がキャンセルされるということになるため、約半数近くのキャンセルが発生しております。なお、敗退した出場校同士が練習試合や交流試合を行うトゥモローマッチ、この企画運営も行われ、宿泊施設の延泊を促し、宿泊予約キャンセルの軽減に取り組んでおります。

ご質問の３点目、宿泊事業者と町は、今年度の反省や来年度に向けた検討会を開催する予定はありますかについてであります。現在、町内宿泊事業者から検討会等の開催要望はありませんが、町内宿泊施設事業者より要望があれば、県及び高校総体サッカー競技男子福島県実行委員会との連携により、検討会の開催について協議してまいりたいと思います。町は令和８年、９年度の開催に向けて県はじめ関係機関と意見交換並びに情報共有の強化を図り、各種課題解決に取り組みながら双葉地方の魅力発信と認知度向上を通して県内外からの誘客促進に尽力をしてまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。私も聞いたところによると、今年度については大分前向きな対応の仕方の宿泊だったかなというふうに受け止めております。これらもこれまでの町に関わってきた方々の懸命な努力のおかげかなというふうに思っているところであります。

それで、今後、私のこの質問の内容の意味というのは、宿泊施設ということも入ったわけですが、今回は。今議会は町民との懇談会、年に２回、春と秋開催しているわけなのです。そのところに昨年の我々が回答できないものについては町のほうから回答していただくということになっております。今年もやったのですけれども、これは昨年度の事業の中に１つあったのです。いわゆる町民の意見として、このインターハイに向けては町内の環境整備を行うべき意見があったということで、町の回答としては当然Ｊヴィレッジ周辺の環境、草刈りとか何かのきちっと整備してまいりますよということの回答をいただきました。ただ、その後にインターハイ競技は常設開催、つまり今後もうずっと続けるという事業になってきたのかなというふうに受け止めました。それで、交流人口の拡大に向けて関係機関、来訪いただいた方にはよい環境を提供するように取り組んでいきますというご意見も入っているのです。ですから、宿泊業者もありますけれども、そこにもっと町民の人たちが来訪者に向けて何かひとつやってあげることがやっぱり一つの町のつながりがあって初めて選手と、あと選手に関わる保護者が、ああ、広野町に行って宿泊してみたいなということもやっぱりこの事業の中でやっていただくのが一番望ましい部分なのかなということなのです。なので、夏場の事業ですから、これはなかなか大変な事業なのでしょうけれども、私個人的には宿泊業者の皆さんと、あとそこに１人の町からの応援団私募って、泊まっていただいた選手並びに保護者の方、広野町に泊まっていただいた方には応援をしますよ、宿泊業者と町が募った人たちが応援しますよというような形の中の取組というのも、これ町長、高齢化になればうちにただ悶々いるだけのことだから、外に向かってそういう行動を起こす、声を出す、そういう感動を受けるということもやっぱりこれからの高齢者の長く元気で生きる道の一つなのです。ただ、町長、暑いから、その辺のところ考慮しながら、選手と一体となって広野町がみんなで応援しているのだぞというようなこともやっぱり進めていくということも一つの案かななんて私思ったところでありますので、また長いお付き合いになろうかと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

◇　門　馬　まりえ　さん

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、８番、門馬まりえさん、一般質問席に移動してください。

８番、門馬まりえさん。

〔８番　門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。町長の所信表明の中で答えが出たような気もするのですが、再度質問をさせていただきます。

１点、広野火力発電所の新たな展望について。町長は今回の選挙戦を通して、ＪＥＲＡ広野火力発電所の存続が大きな課題であり、国や事業者に対し存続堅持できるよう提案していくと言っておりました。前町長と議会はＪＥＲＡに対し、合同要望活動を通して廃止となる１から４号機の跡地利用の検討を強く求めてきました。また、前町長は２年前の廃止措置に至る以前より、情熱を持ってその広大な土地と港湾、既存の送電インフラ、そして長年にわたり培ってきたエネルギー関連技術、人材の集積等の広野火力発電所が持つ強みを生かした新たなエネルギー拠点への転換を求めてこられました。このような経緯の中で、町長は広野火力を事業者とどのように進めていく考えなのか、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　８番、門馬まりえ議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、広野火力を事業者とどのように進めていく考えなのかについてであります。

町のリーダーである町長は、自分の任期のみならず、町勢振興計画の10年先よりさらにその先の30年後あるいは50年後を見据えて、長期的な、そして明確なビジョンを持ち、町民を幸せにするためにそのビジョンを町民にしっかりと示すべきであると考えております。私が考える町民の幸せとは、30年後も広野町が単独で行政運営を行い、町民の誰もが歴史と伝統を重んじ、豊かで誇り高い生活を送れることであります。そのためには、町の税収の多くを占めるＪＥＲＡ広野火力発電所の存続は、最も重要な課題であります。私は町民の働く場を守るためにも、燃料転換、発電効率のイノベーションを起こす事業の実用化など、火力発電所の事業継続について国、県及び関係団体に対し、積極的に要望を行う考えであります。

一方、事業者に対しては、改めて担当者間における信頼関係を構築し、ふだんから情報交換を行える環境を整備いたします。半世紀にわたる広野火力発電所の歴史を振り返り、広野火力発電所を誘致した当時のように、町民はもとより、町当局並びに町議会が一体となって地元の熱意をお伝えできるよう、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　改めて町長の回答をいただきまして、安心したところでございます。町

単独で30年後の広野町を存続するという、３つ目の30年で切ったのはちょっとどうなのか、何か理由があったのかななんて思ったのですが、取りあえず単独で頑張っていくという公約３点を読みまして、またその中で広野火力発電所が大きな存在であるというのは、町民も、私たち議会も、もちろん町当局もみんな思っていることだと思います。今後に向けては、私たち議会も町のため、町民のために働く議会でありますから、ぜひいろいろ情報交換して、町のために、町民のために働いていきたいと思いますので、町長の決意を聞きまして、所信表明の中で回答をいただいてしまったななんて思いながらおりましたので、ＪＥＲＡについては2026年度までに方向性を示すというような要望の中で話がありましたので、ぜひ連絡調整をしましていい関係をつくっていっていただければと考えております。

以上で質問終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで８番、門馬まりえさんの一般質問を終わります。

◇　高　木　光　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、３番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○３番（高木光雄君）　３番、高木光雄です。それでは、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、11月の選挙では、初挑戦で当選されました。本当におめでとうございます。今後も頑張っていただきたいと思います。私この一般質問４点しているのですけれども、先ほど所信表明を拝聴したのですけれども、私もこの質問したのが一般通告ということで、12月１日でしたので、ちょっと先ほど門馬議員もありましたけれども、所信表明の中に回答があったのかなというふうに思いますが、改めて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、一般質問通告に従いまして、１点目の質問をいたします。

質問事項①、職員の業務効率化、意欲向上について。質問の相手、町長。質問の要旨。町長は改革を掲げて当選されましたが、その実行の基礎となるのは、役場職員の能力発揮と組織力の向上にほかなりません。そこで、以下の２点について、それぞれ具体的に伺います。

１、業務の効率化をどのように進めるのか。

２、職員の職員の意欲向上（やる気、働きがいの醸成）に向け、どのような対策を講じるのか、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、業務の効率化をどのように進めるのかについてであります。

業務の効率化を進める上で、行政組織の見直しが必要であると考えております。限られた人員の中で、最大限の効果を上げることのできる行政組織の編成を目的といたしまして、課や係の統廃合あるいは配置転換を含めて検討してまいりたいと思っております。

ご質問の１番目の２点目、職員の意欲向上（やる気、働きがいの醸成）に向け、どのような施策を講じるのかにつきましてであります。町のリーダーである町長は、30年先のスパンまで町づくりを考え、明るい未来への展望、グランドデザインを示し、成功へ導いていくべきだと考えております。そのためには、私自身が改革の先頭に立って職員を鼓舞し、元職員という強みを生かしながら信頼関係を築き、職員が同じ目標を共有することで一人一人のやる気を引き出してまいりたいと考えております。常に現場目線を忘れずに、閉塞感のある役場組織を改革し、風通しのよい、元気あふれる職場に生まれ変わらせ、町民の皆様から信頼され、住民ファーストの対応ができる充実した仕事環境が整うよう、しっかりと努力をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　説明ありがとうございます。今、町長が答弁されたように、改革というか、そういうふうにしてもらえればいいのかなと思いますけれども、私１点だけ、ちょっと最初の質問に関して、私常々こういう定例会あるいは臨時議会あるいは全員協議会等で何度か役場、執行部でやっている事業の執行にあって、やはり毎年度同じような、私前例踏襲という言葉を何回か使っていますけれども、これ悪いという意味ではありません。悪いという意味ではなくて、１つその中でやはり事業をやれば必ずそれで反省会をすると思うのです。ＰＤＣＡですね。そういったときに、今役場の全体的な職員のやり方というか、そういうことに関して、やはり去年は、いや、今回この事業をやったのだけれども、やっぱり予算これで足りなかったとか、あるいは本当に今回事業をやったのだけれども、これ町民のためになっているのかというのがかなりあると思うのですね、そういう。ですから、そういうのを一つ一つ、何か１つ終わったらそれをやはりみんなで打ち合わせして、そしていいものにすると。仮に、いや、今回やったのだけれども、予算足りなかったけれども、何かだけれども、また新しいことやると予算を増やすというのはなかなか言いづらい面もあると思うのです。ですから、そういう職場の環境というか、そういうのを、先ほど町長も答弁ありましたけれども、その辺を必ずその職場の雰囲気というものを変えてもらいたいと思うのですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりだと私も本当に思います。新しい事業を実施していくためには予算を伴いますので、そう簡単にいかないだろうというのも、それも私も職員でありましたからよく分かっているつもりであります。一方で、これは本当に町民のためになっているのかという、こういった疑問も確かに何度か私もぶつかったことがあります。その際、その中でもやはりどうしても一人でも何か喜んでくれる人がいたら継続しなくてはいけないのではないかというような、そういったところでなかなかぶつっと切ることができなかったり、その中で前年踏襲という言葉でありますけれども、そのままスルーして続けてしまっているというようなことがあるというのも事実だと思います。

その中で、私がやっぱり考える改革のイの一番にあるところは職員の意識の改革だと思っていますので、その職員の意識を変えるということが今の事業の執行に当たって大分変わってくる部分が出てくるだろうと私は期待しています。例えば本当にやりたいこと、本当に必要だと思うことを改めてやろうとしたときには、その事業を新規事業として上げるわけですから、限られた予算の中で新規事業をやるためには今までやってきた中で役目が終えたものであったり、そういったものを削っていかないと新規事業はやれませんよというスタンスになってきますので、職員が町民のためにこういう事業をやりたいのだという思いがちゃんと出てくることがまず意識改革として必要。そして、その先に今言った予算の組立て、そういったところに順次改革が及んでいくものと思っております。私は、そのためにまず職員の皆さんに対してあらゆる限り呼びかけをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　よろしくお願いしたいと思います。

それで、こういった業務改善となると、やはり役場は町長をはじめとして三役以下全部こういったピラミッドになっているわけです。これ改革というのは、やはり町長自身がこういった公約とか、いろいろ先ほどもありましたけれども、やっぱり自分自身が変えなければならないということだと思うのですね、例えばですよ。例えば町長が先週の９日登庁して、今日まで10日間あるのですけれども、その間に町長が朝何時に役場に出勤して、夕方何時にこの役場の玄関を出ましたか。いいです。というのは、私何を言いたいかというと、やはり町長が、なりました、自分で改革したいというのであれば、やっぱり自分が、自身が変えなければならないと思うのです。であれば、例えば朝８時に出勤しました、来たら新聞読むのも一つでしょうし、あと今日はこども家庭課の課長とちょっと10分ぐらい話しするかとか、そういった８時半からスタートであればその30分有効に使う。あと、帰るときは多分17時15分が終業ですね。であれば、ほかの自治体であれば17時になったらチャイム鳴るのです。はい、片づけしなさい、もう自分のところやって、掃除して、そしてあしたに備えて、15分になったらすぐ帰るというようなことをやっている自治体もあります。ですから、私は特別公務員なので、８時半から17時15分までいるって話ではないと思うのですね、原則ですよ。で

すから、緊急時以外はもう町長自ら５時15分になったら、あるいは５時になったらさっと帰って、あしたにできるものはあしたやってもいいのかなというようなこと、そのくらいやはり新しくなって小松町長いろいろ変わったなというその役場の雰囲気と、それから町民がこの役場に来たとき、ああ、変わったなというふうに実行してもらいたいと思いますけれども、その辺町長どうですか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

そういう思いを心がけたいというふうには思いますが、私今就任してちょうど10日ということでありますが、なかなかやっぱり挨拶回り等スケジュールがぎっちり組まれておりまして、先日も県のほうに行きますと戻ってくるタイミングでもう既に時間が遅くなってしまって、私もなかなか通常業務が滞ってしまって、副町長や総務課長にご迷惑かけているところであるのですが、なるだけ今議員おっしゃられたように、まずは職員とのコミュニケーションしっかり取るということ、そして業務についてはやはりめり張りをしっかりつけるといったところ、ここは心がけていきたいなと思います。９日の日だったのですけれども、就任当日が。８日の日の未明に地震と津波注意報が発令されまして、私も本来であれば９日の朝出勤すれば初登庁でよかったのですが、そのセレモニーの前に災害業務ということで、特別だということで夜中出勤させていただきまして、12時を回った後に災害対策本部の開催をさせていただきました。一番最初の業務が災害業務ということで、そういうことになりましたけれども、私らしくていいなというふうに自分では思っていますが、そういう意味では新地町長ともちょっとお話ししたときに、なるべくやっぱりすぐに駆けつけられるように夜とかなんかも気を遣っているのだというようなお話をされておりました。私もそういったところを気をつけながら、ずっとそれをしていたら息苦しくて大変ですから、当然そのめり張りをしっかり取った中で、今般は後発地震情報というのが出されておりましたので、その期間はどこにも行かず、自宅でアルコールもたしなまず準備を、何かあったときにすぐ駆けつけられるようにという心構えだけではおりました。引き続きそういうめり張りをつけながらしっかりと業務を行っていきたいと思っております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　もう町長は365日多分気が休まる日はないと思うのです。その辺は十分健康に注意してやっていただきたいと思います。

それでは、これで①の質問を終わりまして、②の質問をさせていただきます。質問事項②、町民との対話と若者の意見を反映する仕組みについて。質問の相手、町長。質問の要旨。町長は選挙期間中、「町民との対話を重視する」、「若者が意見を言える町にする」と明確に発言され、公約されました。これは、町民との重要な約束事であると認識しています。そこで、以下の２点について、具体的な取組をお示しいただきたいと思います。

１、町民全体との対話をどのような方法で進めていくのか。

２、若者の声をどのような仕組みで町政に反映させるのか、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問、２番目の１点目、町民全体との対話をどのような方法で進めていくのかについてであります。

私は、町民の皆様一人一人の声に真摯に耳を傾け、現場の目線でアイデアを出し合い、町民の皆様と一緒に広野町の未来をつくり上げたいと考えております。町民全体との対応につきましては、従来の公民館１か所での住民説明会の方式から地区集会所等を活用した方部別の住民懇談会の方式に変更し、町民との対話に取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の２番目の２点目でございます。若者の声をどのような仕組みで町政に反映させるのかについてであります。広野町では、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、エックスなど、ＳＮＳを活用し、イベントや各種行政情報について情報発信を行っております。若者の声につきましては、町のインスタグラム等からのビジネスチャットや町のホームページへのお問合せ専用フォームを活用して、双方向により若者の声を取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今私も、いろいろ町長が先ほど施政方針の中で、選挙前ですか、そういう座談会をしたとかということもありましたし、あと町では４月とか５月に町政懇談会ですか、区長会とか、そういった行政区長とかみんな集めてやる会とか、あるいは町民との一緒に懇談会をやっていると思いますけれども、今その辺も少し方部別にするとかというふうに考え持っていると思うのですけれども、私この行政区長会議ってありますよね。私ちょっとこういうのは少し改めたほうがいいのかなと思っていたのは、今行政区が二十幾つあると思うのですけれども、やはり行政区にはいろいろ各行政区で選出方法って別々ですね、順番に選出しているとか、あっち行ったらこうだということで。やはり今、やっぱり行政区長が町民の意見を聞いてやるということって物すごく重要だと思うのですね、本来であれば。だけれども、今その辺の選出方法も含めて、何かうまく町民の意見を吸収して、意見を取り入れて、それで町に言っているというか、そこが何か薄れているのかなということが思うので、先ほど方部別というその辺の選出の方法ですか、やっぱり行政区長も順番制であれば高齢化になったり、いろいろ問題も出てきますし、あとどうしても女性と男性いたとき、１世帯でもどっちかというと父ちゃんやれと、母ちゃんやらないとか、そういういろいろあると思うので、そうすると本当に町民からの意見が吸いやすい状態ではないのかなと思うので、その辺のそういう町政の懇談会とか、町政のそういう区長会議とか、そういったものを一度大々的に見

直したほうがいいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問でございますけれども、私としては方部別でやると言ったのは、やはり高齢化が進んできて、なかなか公民館１か所だとなると、本当は話に行きたいのだけれども、行けないという高齢者がいるということがあるということがありまして、できれば地区ごとにやれればいいのかなと。今回そういった提案をこれから総務課長を通じて相談をして改革をしていくつもりでいますが、１年間通じて全部のところ回れるかと。それも限りがあるかもしれません。ですが、やれる限りでやれたらいいなというふうに思っているのが正直なところであります。

一方で、行政区長さんが吸い上げるという部分においては、これも全く否定するわけではなくて、それも継続していただきながら、そしてまた直接私が受け取れる部分についてはなるべく直接受け取れるようにしようというような、当面そういった運用でやっていければいいのかなと思っております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　町長になって町民の意見をどういうふうにやって吸い上げるかって、これ物すごく大事だと思うので、やはりその辺はやっぱり自分で、相手があることですから、その辺は１年間通してこの地区とか、来年はこの地区とか、そういったこととして、やはりどうしても地区ごとによってはこの課題というのは全部違いますから、この小さな町ですけれども。ですから、その辺をある程度満遍なくやるに全体的に調整して、そういった町民からの意見とかそういう出しやすいような環境をつくってもらえればいいかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これで２点目はちょっと質問終わります。

それでは、３点目に引き続いてお伺いします。それでは、質問事項としまして、③、企業誘致について。質問の相手、町長。質問の要旨。町長は公約の一つに、農業振興につながる企業の誘致や農業経営の安定化（地域活性化）に取り組むと訴えています。そこで企業を誘致するに当たり、どのような方策を講じるのか伺います。

よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のご質問の３番目、企業誘致についてどのような対策を講じるのか伺いますについてであります。

町の税収の多くを電力事業者に依存している状況でございます。その主なるものは、大規模償却資産に係る固定資産税であり、年々減少をしていくものでございます。組織改革によって無駄を省

き、厳しい予算査定により執行予算を削減することで健全財政を図ることは、町政運営にとって必要な作業ではあります。一方、健全財政だけでは、10年後、30年後を見据えたときに現在の基準を維持することは困難であると言わざるを得ません。

そのため、収入を増やす方策として、企業誘致による産業振興を公約の一つに掲げております。一流企業を誘致することも重要でありますが、地域の農業と結びついて新しい産業を興す企業を誘致し、基幹産業である農業を活性化させることにより農家の収入が安定化し、農家を志す若者が増えることが期待できると考えております。そのような好循環が生まれる広野町を目指していきます。

また、農業の多様化を目指し、団地化にも力を入れてまいります。加えて、ふるさと納税を活用した寄附収入の拡大を図るべく、返礼品として地域に誇れる町の特産品開発を図るため、役場内に専門部門を設置し、農家、生産者の直接的な窓口となって企画立案から事業創設に向けて伴走支援をしていく考えであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　いろいろありがとうございます。

関連して２点ほどちょっと質問しようかなと思いますけれども、やはりこの企業誘致に関しては、私もある自治体でちょっと経験したことあるのですけれども、私今議員になって２年目になりまして、令和６年度、そして令和７年度ということで予算を審議しました。私も民間会社を経営していまして、民間ですと必ず営業部門、工事部門があります。営業部門であればやはり社長の命令で、高木、今年は何件仕事を取れというふうになります。そのときに我々は営業費というか、要するに交通費ですよね。企業を誘致するにはやはりこの町から東京、あるいはもっと遠くに出張するというふうになると思います。そのときにどうしても交通費とか宿泊費等がかかるのですけれども、ただ残念ながら町の全体的な予算の中に、例えば建設課あるいは産業振興課で、では今年は何々のために100万円出張旅費を計上していますというのは何か取りづらいというか、ないと思うのですよね、そういう項目的なものって。あるいは、あるのかもしれません。もしかしたら総務課のほうで一括管理し、ではこういうときは例えばここから出すとか、何か私そういうところがちょっとないのかなというふうに思ったので、ぜひその辺はやはり企業誘致といったらほかに行って、来てもらっての話ではないですから、ぜひそういうものの計上をするとか何かそういうのを、役場の中にひとつそういうものをつくって、何かそういうところから出すようなシステムがあったらいいのかなというふうにちょっと思いますけれども、町長、どうでしょうか。現状も含めてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　まず、私の考えから先に述べさせていただきたいと思います。

私といたしましては、今議員おっしゃられているように、私も役場職員やっていて、その企業誘

致の旅費とか、そういった予算はどういう形でつくられているかといったところは承知しているつもりでおります。ただ、企業誘致を誰がどういうふうにやっていくかというのが、残念ながら広野町の場合、明確になっておりませんでした。例えば工業団地などを統括しているのは産業振興課であったり、あるいは今イノベ機構さんの窓口になって企業をいろいろと案内したり、町に呼び込んだりするような役割は復興企画課がやっていたり、あるいは町長が実際に企業誘致に行くとなればその予算は総務課で計上していたりということで、今議員がおっしゃられているように、企業誘致のためにこういう事業でこういうことをやっていくのだという項目が分散化していて非常に分かりづらくなっていたのかなというふうに、それは思っております。そういう意味では、私としては企業誘致をするリーダーになるような部門をしっかりと決めて、そこに業務を集約してやっていくということも改革の一つに掲げて考えております。そこは私のほうではしっかりやっていきたいと思っております。

現状については、総務課長のほうから説明させていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまの３番、高木光雄議員のご質問でございますが、やはり企業誘致にはそれなりの経費、旅費等がかかるであろうということでございます。現在も企業誘致のほうを数社と進めておりまして、今年度の９月補正で64万円ほど誘致に係る旅費のほうを計上させていただいております。そのような対応も今後必要に応じて取っていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　承知しました。やはり企業誘致ってなると、やっぱり１つの課ではないのですよね、やはりいろいろありますから。だから、それらを連携してやっぱりそれをぴしっと、そうすると縦ではなくて横の連携をして、そういうふうに、やっぱりこの企業誘致というと１つの課でできる話ではないと。もう町全体の話ですから、そういったこともひとつこの役場の機構改革というか、そういうふうにしてやっていただきたいなと思います。

あと、もう一点、農業に関してこういった課をつくるというような話ありましたけれども、私も農業関係に関しては広野町のある意味では基幹産業ですか、やっぱりそういうチームをつくるべきだと思います。ただ、今年の６月に広野町地域計画検討チームということで11人今回委嘱して、来年の３月までにいろいろ農業に関してのあれを提案してくださいということをしていますよね。私はこういった、二、三年前にもこれと同じような二十何人委嘱して、それをして、私何で今年の６月にまた改めて11人もの委嘱してやるのかなというのがちょっと解せませんでした。これ新聞に出てきたのですね、委嘱しましたって。ですから、私はこういう町で依頼しました、依頼したらちゃんとそれを実行しました、実行したらやっぱりこの検討チームに再度集まって検証してもらう。た

だ、今回は私はそういう農業に力を、改革したいということであれば、こういう検討チームと本当に意見をすり合わせて、あるいはこの検討チームの結果を踏まえて町長がまた新しく農業振興のためにやっていくのかという、その辺がちょっとこのチームのどういうような位置づけになっているのかちょっと聞きたかったのですけれども、分かる範囲でお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

新聞報道のあった計画委員の任命については、もともとあった人・農地プランのその任期の中で改選の方がおって、その方を改めて委嘱したということであるという話でございました。一方で、今議員がおっしゃられている部分に関しては、私先ほどちょっと所信表明でも申し上げましたけれども、私としましてはやっぱり町が特産品だといって掲げているミカン、これ議員ご承知のとおり、ミカン農家はいらっしゃらないわけですね、町内に。町内にミカン農家がいないにもかかわらず、長年ミカンを町の特産品だということで使ってきた。ＰＲをする上では使いやすいことだったということで、私も職員時代は何とかこれが、農家さんがミカンで食べれるようになるはずないなと思いながら実際はやっていたのは事実であります。

一方で、今町長として、広野町の今まで長年培ってきた半世紀にわたって栽培を続けてきたミカン、いよいよこれを本当の意味でミカン栽培を町内に広げて、ミカン農家、これをつくっていきたいと思っています。その中で、確かに生食だけでミカンを今販売をしようとしたら、当然愛媛や和歌山あるいは静岡に勝てるようなミカンが本当につくれるのかというと、そう簡単にいくはずはありません。一方で、ミカンというのは非常にいろんな意味で食材として物すごくポテンシャルのある果物だと思います、ジュースにしても、ジャムにしても、これ今までも何度かやっておりましたけれども。ただ、ジュースにしても、ジャムにしても、町外の事業者に加工を依頼して、委託料を払って、そして戻ってきたものを利益ほとんど度外視した形で販売をするというようなことをずっと続けていたわけでありますので、これが例えば同じ構図であってもそれを作る工場あるいは工房でもいいですけれども、それが町内にあれば町内の事業者としてそういったものを委託することができるということになります。

そういった意味で、全体的に企業誘致という大きな名目で言っていますが、私小さい中小あるいはもっとその下の工場、工房程度でも、そういったところでも、町の特性に合った、町が今後農業でどういうふうに町づくりをしていくのかといったところに合った企業を町が選び出して、そこにＰＲをして、そして誘致活動をして誘致成功につなげていきたいということをやっていきたいと考えております。今ミカンという名前を出しましたが、ミカン以外でもそういったことができればあるいは企業誘致というものがもうちょっと今まで言っているようなものとは違う企業誘致になるかもしれませんが、私としてはそういった企業誘致を町長を筆頭にやっていきたいと考えております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　説明ありがとうございました。この③に関しては、これ私これから言うのはお願いです。答弁要りません。やっぱり企業誘致は、やはり広野町に例えば工業団地に20社あるわけです。あれも全部見ますとやっぱり空いている土地もあるのです。あるいは、あそこでもしかしたら例えば30人働いていたら、あと５年後には毎年１人か２人ずつ減っていくというならば、やはりそこ従業員不足になると思うのです。ですから、できたら町長自ら、あるいは復興企画課さん、皆さんと行って、やっぱり今広野、あそこの工業団地、例えば20社なら20社１社ずつ行って、現状どうなっているのか確認して、増設あるとか、人が、雇用が足りないとか、そういったものをぜひ把握してもらって、遠くへに行くよりは今地元にあるわけですから、それをいろいろコミュニケーション図ってやってもらったほうがいいと思います。

あと、もう一つは、今週15日に広野町の学校給食調理場の落成式ありました。私も行って中を見せてもらいました。物すごく近代的な設備ですね、造るほうも大変ではないかなというくらい。あと、食育に関しても上のほうに張ってありましたけれども、私ぜひ今後あそこにおいしいものを、子供に提供する食材として、この食材の例えば献立が、今日、いや、１年通してでもいいですから、広野町で作った米とか、あるいは麦という、そういう穀物類とか、あるいは野菜とか、そういうものはもう100％使うと。それは難しいことなのですが、100％使うくらいな、そういうことを農業生産者と、それから学校の給食の指導員とかいっぱいいると思いますから、その辺をよく調整して、何とか100％使っていますというようなことを目標に頑張っていただきたいというふうに思いまして、これで３点目は質問終わらせて、４点目のほうに行かせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君、今の答弁は要りませんか。

○３番（高木光雄君）　いいです。

○議長（渡邉正俊君）　もらったほうがよろしいのではないですか。

○３番（高木光雄君）　分かりました。では、町長、よろしいですか。すみません。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、しっかりと企業についても各企業訪問させていただいて、課題をしっかり私どもとして受け止めて、そして地元企業ですから、しっかりとその課題解決に向けて町も一緒に考えていきたい、あるいは就労環境、そういったものも整える努力をしていきたいと考えております。

また、給食センターに触れていただきましてありがとうございます。法律が変わって、調理方法やそういったものの衛生関係変わりました。広野町の処理場はその中でも今トップクラスの管理、形状になりました。そういった意味で、この調理場をしっかりと有効活用して、そしてまた食材に関しても安心、安全ということを言って造った調理場ですから、なるべく町内の農産品を使って調理ができるような環境、これは学校関係者の理解を得ながら頑張ってやっていきたいと思っており

ます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　すみません、追加で。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、４番目の質問をさせていただきます。質問事項④、町民の融和と、選挙後の町づくりについて。質問相手、町長。質問の要旨。今回の選挙では、町長が1,534票を獲得し、当選されましたが、対立候補にも1,213票もの支持があり、町民の間には多様な考え方や意見が存在することが改めて示されました。

そこで、町長を支持した町民はもちろんのこと、必ずしも政策が十分伝わらなかった、あるいは支持に至らなかった町民も含め、町民全体の融和をどのように図り、町を一つにまとめていくお考えなのか、その方針を伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　３番、高木光雄議員のご質問の４番目、町民全体の融和をどのように図り、町を一つにまとめていく考えなのか、その方針を伺いますについてであります。

今回の町長選の結果や私が行ってきた各集会所における座談会等を含め、町民間の特に若者と高齢者において意見の隔たりがあると受け止めております。私は町民の皆様一人一人の声に真摯に耳を傾け、現場目線でアイデアを出し合って、町民の皆様と一緒に広野町の未来をつくり上げたいと考えております。町全体、町民全体との対話につきましては、地区集会所を生かした方部別の住民懇談会方式を取り入れたいと考えております。若者の声につきましては、先ほども申し上げましたが、町のインスタグラムやビジネスチャットなどで町のホームページ等の問合せフォームを活用して双方向による若者の声を取り入れていきたいというふうに考えております。私は町民との対話を町政の基本に据えまして、町民の幸せの実現に向けた政策を通して町民全体の融和に全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　先ほどの所信表明にもありましたけれども、やはり今回選挙の結果、その率からいうと、先ほども述べましたけれども、有権者数が3,788人に対して町長に票を入れたの40％ね、有権者数からですよ。そうすると、あと６割が投票に行かなかった、あるいは無効というか、そういうのがありました。ですから、やっぱりぱっと、あくまでも町長選挙は町長を選ぶ手段と言ったらあれなのですけれども、そういう結果だと思います。だけれども、基本的には半分以上の方

が、また小松町長はどういうことをやるのかということをみんな不安に思っていると思うのです。あるいは、今回町長を支持した40％の方も、今後はさらに町長がどういうことを広野町民のためにやるかということをこれは厳しく見ると思うのですよ、逆に。ですから、その辺はやはり町長が自ら、先ほど町民の意見を聞く、あるいはリーダーからの意見を聞く、こういったことを必ず聞いて、実行して、それが本当に町民のためになっているかということ、これは自分自身あるいは町で定例的に今やっている事業とか何かを全体に月１回くらい全部集まって、そういう検討会みたいなものをして、本当に自分がこれから先ほど所信表明したこの中身を確実に目に見えるようなことで、町長、私も好きなのです、この三現主義というか。やっぱり自分がしょっちゅう現場見て、現場で物を見て、その場で判断するということがやはり物すごく判断を求められると思うのです。ですから、その辺をやっぱり役場全体として、自分が率先してこの町を本当に改革というより、よりよい、私好きな言葉の子供たちに誇れる広野町、あるいは町民に誇れる広野町をぜひつくってもらいたいというふうに思います。その辺だけ、どうですか。町長の方針としてひとつお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

今、議員おっしゃられるとおり、町長選挙でありまして、これやはり２名の候補者の中から１名を選択するという選挙になりましたから、どういった形であってもやはり町を二分して選挙戦を戦ったということは事実であります。私は選挙戦終えた後、いろいろな方ともお話をさせていただきました。その中で、やはり私に足りない部分や、あるいは私に期待している部分、そういった声をたくさんいただきました。また、場合によっては私に投票しておらない方もその中に含まれていたかと思いますが、そういった方ともお話はさせていただきました。そんな中で、やはり４年間の中でしっかりと仕事をしてほしいというようなお言葉をかけていただきました。確かに至らない点はまだあろうかと思いますが、しっかりと町長としてその役割を果たすべく、誠心誠意しっかりと全力で取り組んでいきたいと、そういう思いは持っております。多くの方の声を聞いて、そして私もその中で今議員おっしゃられるように、しっかりと現場目線で判断をしていきたいと、そう考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　よろしくお願いしたいと思います。やはり高市総理大臣が、私、働いて、働いて、働いてやりますというようなことを言いましたけれども、あれは高市総理大臣の自分のやりたいところであって、あれを職員に全部やれということではないと思うのです。ですから、職員が楽しく、新しい、そういう職場環境をぜひつくってもらいたいということをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

以上でありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時57分です。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５７分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◇　遠　藤　　浩　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、７番、遠藤浩君、一般質問席に移動してください。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　質問の前に、先日の青森県東方沖を震源とした地震により被災をされました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く心休まる生活に戻られますことをご祈念いたしております。また、町長におかれましては、就任日前日の深夜からのこの地震による津波注意報の対応に当たられたと。行政運営に精通している町長で本当によかったなと、安心して町のかじ取りを任せられると安堵しております。引き続き、町民の安全を守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問事項、町長が公言された公約と重点政策等について質問いたします。「町政に新風、改革の先頭へ」のスローガンを掲げ、町民の皆様から新たなリーダーとして、町政運営のバトンを託された新町長の公約と重点政策等について伺います。

１点目、町長の公約実現に向けた決意と中長期に進める具体的なプロセスのどこに重点を置いておられるのか伺います。

①、広野火力発電所の存続堅持について。

②、町内小、中、高校を地域トップ校へについて。

③、企業誘致による地域活性化について。

２点目、町長が重点政策とする理由と政策が町民にもたらす福祉の還元について伺います。

①、特色ある教育の推進について。

②、健康な町づくりの実行について。

③、ふるさと納税を活用した産業の振興について。

３点目、町長は、職員の意識改革、役場庁舎の環境改善についても公言されております。具体的な取組について伺います。

よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　７番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、町長の公約実現に向けた決意と中長期に進める具体的なプロセスのどこに重点を置いておられるのか伺いますについてであります。

まず、広野火力発電所の存続堅持につきましては、町のリーダーである町長は、自分の任期のみならず、町勢振興計画の10年先よりさらに先の30年後、50年後を見据えて、長期的な、そして明確なビジョンを持ち、町民を幸せにするため、そのビジョンを町民にしっかりと示すべきであると考えています。私が考える町民の幸せとは、30年後も広野町が単独で行政運営を行い、町民の誰もが歴史と伝統を重んじ、豊かで誇り高い生活を送れることです。そのためには、町の税収の多くを占めるＪＥＲＡ広野火力発電所の存続は最も重要な課題と捉えております。私は、町民の働く場を守るためにも、古い設備を廃止するだけではなく、新しい発電所へのリプレースやＦ―ＲＥＩとの技術提携による新技術での燃料転換、発電効率のイノベーションを起こす事業の実用化など、現地での事業継続について、国、県及び関係団体に対し積極的に要望活動を行い、広野火力発電所の存続堅持に向けて事業所とも担当者間のコミュニケーションをしっかりと行い、信頼関係を築いてまいります。

次に、町内小、中、高校を地域トップ校へにつきましては、私は町の将来、未来を担う子供たちのために必ず実現する決意であります。その重点は、町立学校児童生徒の教育環境の向上にあります。具体的には、児童生徒の進路希望や就きたい職業への就業の実現のために、主体的で深い学びに導く指導やＩＣＴ教育により一人一人の理解度に応じた学習環境を整え、部活動や地域活動、キャリア教育を通して学習意欲を高め、人間性を育み、保護者や地域住民との協働による特色ある教育を展開することにあります。教育環境を整えることで、短期的には基礎学力の底上げを、中期的には意欲と人間力の育成を、長期的には町全体の教育水準を地域トップレベルに引き上げることを目指し、町全体で子供たちが安心して学び、夢を育める広野町を築いてまいります。

次に、企業誘致による地域活性化につきましては、町の税収の多くを電力事業者に依存しております。その主なるものは大規模償却資産に係る固定資産税であり、年々減少している現況にございます。組織改革によって無駄を省き、厳しい予算査定により執行予算を削減することで健全な財政

運営を図ることは、町政運営にとって必要な作業ではあります。一方、健全財政運営だけでは30年後、50年後を見据えたときに現在の基準を維持することは困難であります。そのため、収入を増やす方策として、企業誘致による産業振興を公約の一つに掲げております。一流企業を誘致することも重要ですが、地域の農業と結びついて新しい産業を興す企業を誘致し、基幹産業である農業を活性化させることにより農家の収入が安定し、農家を志す若者が増えることが期待できます。そのような好循環が生まれる広野町を目指してまいります。また、農業の多様化を目指し、団地化にも力を入れていきます。加えてふるさと納税を活用した寄附収入の拡大を図るべく、返礼品として地域に誇れる町の特産品開発を進めるため、役場内に専門部門を配置し、農家、生産者の直接的な窓口となって企画立案から事業の創設に向けて伴走支援をしてまいります。

ご質問の１番目の２点目、町長が重点政策とする理由と政策が町民にもたらす福祉の還元について伺いますについてであります。まず、特色ある教育の推進につきましては、令和７年４月に策定されました第３次広野町教育ビジョンに基づき、震災復興を背景に教育の丘を核とした一貫教育、多世代交流、地域と連携した学びを通して子供たちの未来を育むことを目指してまいります。具体的には、教育の丘に幼児から高校までの施設を集めた一貫した学びを保障し、タブレットなどＩＣＴを活用した授業や英語を用いた異文化体験と国際交流によるグローバル教育、地域の歴史や文化を学ぶふるさと創造学、さらにＪＦＡアカデミーやふたば未来学園との連携によるスポーツ・リーダー教育を組み合わせ、学校と家庭、地域住民、社会教育機関等が学校教育以外の活動において有機的に協働し、学校を核とした地域社会全体で子供を育む環境を整備してまいります。こうした政策により、安心して子育てできる環境や多世代交流の促進、地域経済の活性化を通じて町民全体の暮らしやすさと持続的な福祉の向上につなげてまいります。

次に、健康な町づくりの実行につきましては、町では町民の健康維持増進及び生活習慣病予防を図るため、第２次広野町健康づくり計画を基に、一人ひとりが健康でみんなが元気に暮らせるまちを基本理念として家庭、地域、行政それぞれの立場で計画に取り組み、成果指標を設定しております。

計画の具体的な取組目標の１つ目は、食でつくろう！！健康生活として、食育での学びの中で幼少期から適切な塩分及びカロリー摂取量の食習慣を意識づけるため、こども園、小中学校の給食等を通じた食育指導を行っていきます。成人においては、適切な塩分、カロリー摂取及び野菜摂取の習慣化による予防知識、意識の定着を図るため、より多くの方へ健康診断への受診を促しながら、それら健康診断結果の数値を基に毎年保健師による健康診断結果の説明会及び訪問活動を関係機関と連携して一人一人に応じた保健指導を実施し、生活習慣の見直しや医療機関受診の勧奨等に取り組んでおります。

２つ目は、動いて変えよう！！みんなのからだとして、「マイトレ」と表し、町民が日常生活において、毎日、マイペースで取り組めるストレッチやヨガ、ラジオ体操、ウオーキング、ランニン

グ、パークゴルフなど、自宅や町内運動施設等を利用した持続可能な健康づくりを意識したトレーニングの推奨に取り組み、さらには民間の知見を活用した保健センタートレーニングルームや各地区集会所における地区の集いでの運動指導など、助言をいただき、健康増進、生活習慣病の早期予防及びフレイル予防に向けたより一層の推進に取り組んでまいります。

３つ目は、休息・睡眠を十分に！心ゆったり過ごしましょう！！として、臨床心理士等による心の相談会や支援が必要な方への保健師の家庭訪問などを通じ、生活リズムを整え、ストレスを軽減しながら十分な睡眠が取れるよう、町民の方のそれぞれの生活環境に応じた働きかけを行っていきます。

これら第２次健康づくり計画の目標と成果指標の下、子供から高齢者が持続可能な健康づくりを果たすため、家庭及び地域における自主的な健康づくりと行政、医療、介護、福祉関係機関の活発な保健医療活動等による予防に重点を置いた取組の積み重ねを推進して健康長寿の延伸に結実するよう、町民が幸せで豊かな生活を送れる町を目指してまいります。

次に、ふるさと納税を活用した産業の振興につきましては、ふるさと納税を活用した農業振興、地域の農業生産力の底上げとともに、地域ブランドの形成、加工、販売の６次産業化、農業人材の定着促進までを一体的に推進する有力な施策であると考えております。具体的には、地域の農業と結びついて新しい産業を興す企業を誘致し、基幹産業である農業の活性化を図り、農家の所得向上、経営安定と地域経済の好循環を生む仕組みを目指してまいります。また、ふるさと納税を活用した寄附収入の拡大を図るべく、返礼品の品質向上や差別化を図るとともに地域ブランドの確立を目指します。新商品の開発や加工、流通体制の整備も重要であることから、地域産品の付加価値を高め、持続的な産業基盤の構築を促進し、地域の特性に応じた効果的な施策を展開し、本町の魅力を発信、地元特産品のＰＲ並びに販路拡大による地域経済の活性化を図ってまいります。

ご質問の１番目の３点目、町長は職員の意識改革、役場庁舎の環境改善について公言されております。具体的な取組について伺いますについてであります。町のリーダーである町長は、30年先のスパンで町づくりを考え、明るい未来への展望、グランドデザインを示し、成功へ導いていくべきだと考えております。そのためには、私自身が改革の先頭に立って職員を鼓舞し、元職員という強みを生かしながら信頼関係を築くことで一人一人のやる気を引き出してまいります。このことが閉塞感のある役場組織を改革し、風通しのよい、元気あふれる職場に生まれ変わらせ、町民の皆さんから信頼され、住民ファーストの対応ができる充実した仕事ができる環境醸成につながるものと考えております。引き続きしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。答弁いただきましたので、１点目について再質問させていただきます。先ほど来同僚議員もおっしゃっていますけれども、町長の所信表明、また同

僚議員の質問という中で似たような返答というものがありますので、そこは省く形でちょっと質問をさせていただきたいなと思います。

まず、１点目で具体的なプロセスの重点ポイントについてお尋ねをしました。プロセス、簡単に言えば物事が結果に達するまでの道のりというふうになっておりますけれども、①のこの広野火力発電所の存続堅持について、いろいろとビジョンを持つ、あるいは信頼関係をつくるというところでご回答されておりました。当然それ必要だと思います。町長自体この発電所の存続堅持を公言されて、当然ながらこれ事業者の株式会社ＪＥＲＡでありますけれども、民間企業というところと交渉を進めていくというふうに当然なろうかと思います。やはり大切なのは、町と事業者との信頼関係と。やっぱりここをしっかり結んでいくということであります。町長個人というよりは、その地域、町としてやはり必要としているという、そういった熱い思いといいますか、そこをしっかり伝えていくべきなのだろうなというふうに思います。これまでの形を見ますと、町の一方的な説明による要望、また陳情というものでした。これを対話による相互理解の継続、これがやはり重要になってくるのかなというふうに思っております。しっかりやっていきますという答弁先ほどいただきましたので、答弁のほういただくかどうかちょっと迷ったのですけれども、ただ１点、民間企業ですので、そういった中でいくと当然これ中小企業、事業計画というものが各事業ではつくります。いつの時点でこういったことをやっていきますよと、あるいはこういった計画を入れますよというふうに、これ当然大規模になればなるほどしっかり管理をされていますので、そういった土俵にしっかり上げていただくというところ、この辺を意識するべきかなと思うのですけれども、今後のそういった相互理解の継続というところを町長再度どのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまの遠藤浩議員の質問にお答えをいたします。

私、今手元に「広野火力発電所史、着工から20年」というちょっと前に発行されたものでありますけれども、これを持っております。広野火力発電所のこれまでの歴史をひもとく中で、この冊子役場には２冊ほどしかないですけれども、これ非常に大事な本だというふうに理解しております。私これをしっかりと読ませていただく中で、広野町と広野火力発電所のこれまでの半世紀にわたる歴史、これについて思いをはせております。事業者であるということはもちろん承知しております、民間企業でありますから。そういったところはよくよく承知した中で、しかしながら広野町がこれまで広野火力発電所と歩んできた歴史というものは、そういった民間企業の今通り一遍のそういった計画の中に収まるべきものではないという思いを私も持っております。そういった地元の熱意をしっかりと事業者側にお伝えして、そしてまたそれを事業者側も意気に感じてもらえるようなそういった信頼関係の築き方、それを心してやっていきたいと思っております。要望書を出すということも当然大切なことではありますが、そういうこと以上に広野町と広野火力発電所の関係はもっと

より深いものだということを私は事業者側にしっかりと訴えてまいりたいと。そしてまた、担当レベル含めて職員間のコミュニケーションの取れる環境、そういった場をつくって情報をもっともっと密にしながら、そして広野町の将来像、地元企業でありますから、企業と一緒に広野町の将来像を描けるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。やはり今町長おっしゃったように、しっかりと熱意を伝えると。これはこれまでの歴史が語っているように、この広野町での発電所と事業というところでずっと実施をされてきたというところで、震災のときもそうです。いち早く復旧をさせるという中でかなり地元の方々も協力したのも事実でありますので、そういったところをしっかりと、民間企業ではありますけれども、相互理解というものを深めていただくように努力していただきたいと思います。一番いい形とすれば、相互にウィン・ウィンの関係をつくれる、こういったところを目指して何とか頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。①については終わります。

次に、②の町内小、中、高校を地域トップ校へというところで、答弁のほうでは学校の教育関係を、こういったものをしっかり充実させていきますというところ、また教育ビジョンという計画等にのっとって教育のほうもされております。グローバル化というところも当然入っているわけでありますけれども、県立中学校とその教育プログラム、これも今共有化を強化するとしています。これも大変すばらしいことであります。生徒に大変刺激になっているのだろうというふうに想定できます。

そうした中、先ほどもちょっと出ましたけれども、基礎学力、やっぱりここがしっかりしていなければ、その教育プログラム、こういったものにもなかなか追従できないのではないかと、こういう不安も一方でございます。すばらしいものにという中でいって結果的に子供たちがついていけないというと本末転倒の話になってしまいますので、そういったことにならないように基礎学力の向上、ここもしっかりと強化していただきたいというふうに考えています。これまでいろいろとクラス分け等もですか、やっているかと思いますけれども、町長の思いとしてこの基礎学力の向上について再度町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

基礎学力の向上、最もこれ大切なことだと思っております。なかなか今、県立中学校と町立中学校が並立する中で、広野中学校に対するそれなりの教育環境の整備というものは非常に難しい状況にあるということも承知しております。そんな中で、なかなか生徒数が少なくなっている現況を捉えてこの中でどうやって基礎学力を上げていくかといったところは、本当に教育関係者のご努力を

しっかりともらわないとできないものであります。私としては、そういった環境をつくるための施策についてしっかりと県の教育長はじめ関係機関に要望をしてまいりたいと思っております。その中でも、特に習熟度別クラス編制、学習、そういったところをできるような体制というものは求めてまいりたいなというふうに考えております。これらについては、これから町の教育委員会、さらには県の教育事務所などとも様々にご相談をしながら、どういった手法が取れるのかといったところをしっかりと見極めて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。この基礎学力、これが高ければ、子供たちの将来に向けて多くの選択肢が増えるというふうに考えます。基本が分かっていれば応用等にもついていけるというところで、その部分を何とかしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。②についても終わります。

次に、③の企業誘致による地域活性化について、答弁のほうでは地域ブランド企業、要はふるさと納税等の寄附等を増やしていきますというところで、企業誘致というところも答弁にあったかと思います。やはり企業誘致については、これ正直トップセールスが重要なのかなというふうに思っています。各課連携あるいはそういった体制を組んで、実務的なものはこれは役場内で実施するにしても、まず入り口とする相手方というところにしっかり足を運んでというのは、やっぱり町長であるトップセールスが一番効果があるのだろうなというふうに感じております。企業からのオファーというものを待っているだけではやはり駄目なのかなというふうに感じております。町のトップである町長自らが企業に出向いて、この誘致への思い、熱意というものをしっかり伝えていただく。先ほどの質問等もありますけれども、やっぱり相互理解というものをしっかり進めていくと。そこを継続していくことが企業誘致に対する一番の近道かなというふうに感じております。この町長自らのトップセールスの取組について、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

今、議員おっしゃられたそのトップセールスという部分に関しましては、私も長年そういった意味で役場職員として企業誘致の担当もしていた経験も含めて、本当に今申されているとおりやはりトップセールスの重要性というのは認識をしてございます。なかなか担当レベルで企業誘致活動といっても、入り口まではいくのだけれども、しっかりそこから先の決断に持っていくというのはなかなか難しいというのを肌感覚で感じてまいりました。そんな中で、やはり町のかじ取り役、そのトップがその企業に対して誠実に、そして熱意を持って誘致活動を行うということは非常に重要なものだと思っております。やみくもにやるというわけではなくて、やはりそういった意味で町のためになるという企業をしっかりと吟味し、そして選んで、それが地域のために貢献してくれるとい

う、そういう企業に対して町が最大限誠意を持ってトップが、そしてその企業誘致に向けて努力をしていくという、こういう構図が取れればいいのかなと思っております。何分これからがスタートラインということもありますので、これからそういった意味では企業誘致に向けた情報収集、そしてまたその進捗状況についてはまた議員の皆様ご相談しながら、そして報告をしながらやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。しっかりそのトップセールス、やはり町長自ら足を運んでしっかりと話、思いを伝えられるということ、これがまず相手の信用、信頼を受けるに当たっては入り口なのかなというふうに思います。そこをしっかり取り組んでいただければなと思います。町民を幸せにすると、町長のこの取組しっかりと期待をしたいと思います。１点目については終わりたいと思います。

次に、２点目について再質問いたします。２点目では、政策が町民にもたらす福祉の還元についてお尋ねをしました。福祉は、人々が安心して暮らし、幸福を追求できる社会を構築するための取組であり、単に物理的な支援だけでなく、精神的な安定や人間関係の強化も含んでいます。そこで、①、特色ある教育の推進について再質問をいたします。答弁では、教育ビジョン、学校教育以外の教育の取組というところで、特色ある教育を推進する上で広野町の子供たちには礼節を重んじる大切さ、また自分たちが住む町の歴史や文化を語れるようになってほしいと願っておりますけれども、子供たちの実践的な学びとなる社会教育、合っているのかどうかちょっと私も自信がないです。要は学校教育以外の教育出てくるのは社会教育なのですが、何を言いたいかというと、日常の中で学ぶべきこと、あるいは体験できること、それは例えば神社仏閣での作法であったり、そういった一見ある意味大人になってから気づくようなそういったところの経験というものを含む意味合いで社会教育というふうに表現させていただいていますけれども、こういった実践的学び、この必要性について町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

我々子供の頃に非常に体験をしてきた伝統文化、お祭りとかそういったものが、今継承するのが非常に難しい時代になっています。町を代表するようなお祭りであっても、実際にフルスペックで行われていないというような現況があります。また、12月になりますと今本来であれば町内各所鳥小屋づくりが盛んに行われるような時期になってまいりましたが、今なかなか町内で鳥小屋を目にすることがほとんどなくなりました。今、議員おただしのように、伝統文化を守るあるいは町内の歴史を学んでもらうというのは、勉強ではあるのかもしれませんが、知らず知らずに身についてそれが地域の学びになっているはずだったのです。ところが、それが今失われてしまっている、学ぶところがなくなっている、体験するところなくなっている、これが今の現状だと思っています。そ

ういったものをしっかりと後世に継承していく、これも私取り組んでいきたい公約とさせていただいております。私、伝統文化しっかり守るために、その活動を支援しながら、そしてその地域の子供たちがそのお祭りや行事に参加できるような昔のそういった環境づくりを支援をしてまいりたいと考えております。具体的に金銭的な支援なのか、それとも人的支援なのかと、これいろいろあろうかと思いますが、地区の今検証している団体、こういったところとコミュニケーション取って、何が今足りないのか、これは自分たちで努力する話なのか、それとも町や行政に何とかしてもらいたいというところなのか、この辺りもしっかりと見極めた中で取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。ぜひ子供たちのはっきり言えば郷土愛、こういったものが育まれるようなこうした実践的学び、こういったものをぜひとも推進していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、②、健康な町づくりの実行について再質問いたします。答弁のほうでは、食育の推進、マイトレの実施というところで、こういったこれからのというところ当然必要となろうかと思います。ある意味その町民の幸せというところをちょっと考えますと、過去に町内で実施していた例えば町民運動会のような町民が一堂に会してお互いの幸せを感じ合えるようなそういった施策、こういったものの展開というものも、健康な町づくり、健康という中にはこういった精神的な幸福というものも含まれているのだろうというふうな理解なのですけれども、そういったものの展開、これも重要ではないかというふうに思っています。時代に合わずやめてきたというところも当然分かっております、その時代に私も生きていますので。そうはいいながらも、震災後やはり昔を懐かしむわけではないですが、そういった機会がちゃんとあったよねという会話は大分されていました。温故知新ではないですけれども、過去に学んでよきものを残していこうという動き、こういったものも必要ではないかと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

今おっしゃられるように、なかなか人口減少や少子高齢化といった関係でそういった取組、集いが減ってきているというのは承知をしているところであります。そして、なかなか高齢化が進む中で、今まで割と元気なお母さんたちがいて、地区活動をやっていらっしゃったということも私もよく記憶しております。そういった方々が年齢が進む中で高齢化していっている。そして、昔であれば専業主婦というか、家庭の中で農業をしながら家庭を守る女性やそういった方々というのはちょっと前まではまだまだたくさんいた時代がありましたけれども、今男女ともに働ける環境があって、もう60、65過ぎて働いているというような環境がありますので、なかなか昔と同じような感覚でや

るのはちょっと難しいのかなというふうには感じているところであります。一方で、震災後特に頑張って保健センターや社会福祉協議会が地区ごとの地区の集いというのもやっております。その中で、運動教室であるとか、あるいは食事の健康教室であるとか、口腔教室であるとか、健康に関する取組なども行いながら、そしてお楽しみ会という形でそこでレクリエーションをやったりというような活動も行われております。こういったところ非常に大事な、大切な取組だと思っています。広野町といたしましても、社会福祉協議会と一緒になってこの取組しっかりと残して、そしてまた本当に地域のつながりというものをこういったところからしっかり残していけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。なかなか難しいのです、実際には。本当に人も少なくなり、またそういった活動をされている方々が年齢を重ねてきてという中において。結果的にその下の世代とされる人たちが経験がないですから、やはりやり方、手法等も分からず、なかなか大きい火にはならなかったというところがあるのかなというふうに思います。ただ、これを実施してくれという話ではなくて、町内そんなに大きい町ではないですから、やはり地区内、あるいは町内においてそれぞれの、例えば同級生のお孫さんだったり、あるいは自分の子供たちの同級生の子供だったり、お互いに顔が見えるそういったイベントではないですね。行事というか、そういったものやはり必要だろうというふうには思っています。いつか何かの時点でできるような形になってくれば一番ありがたいなと思いますけれども、これ以上言うのは差し控えますけれども、そういった機会あればよろしくお願いしたいと思います。

次に、③、ふるさと納税を活用した産業の振興について再質問いたします。こちらについても、答弁のほうでは地域ブランド、企業誘致等々の話が出ておりました。このふるさと納税の返礼品、これに関しても町はやっぱり本腰を上げて町全体で特産品の開発を目指す、農家の方々だけでなく、町民も生産者となり得るような特産品の開発プロジェクト、こういったものを立ち上げるべきではないかなというふうに思います。知恵は広く多くあったほうがいろいろと選択する材料としては出てきますので、そういったのを町内全体で実施していく中で町全体が活気立ち、生産意欲が湧く、こういったような特産品となるものが一番よろしいのかなというふうに思いますけれども、この特産品の開発、こういったところ答弁等もちょっといただいていましたが、進めていただきたいと思いますけれども、この開発について段取り的な町長のお考え伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

私の公約あるいは今日までの答弁等でも何度かさせていただきましたが、町の財政はそれほど裕福ではないというのが現状でございます。そんな中で、やはり収入を増やしていくという作業、こ

れしっかりやっていかなければいけないと。そのためには企業誘致というのは一番重要な部分ではあります。火力発電所やそういった存続も当然並行して行っていくわけでありますが、一方でこのふるさと納税、これの寄附事業、これというのは非常にメリットのある事業なのです。やはり町内で生産した農産物を、それを寄附をしていただいて、そしてその寄附の中の一定割合、要は定価でお米を買っていただけるという、そしてさらにその比率で寄附をいただけるという、これは納税される方も寄附される方も喜びますし、寄附をいただく自治体も喜びますし、またその返礼品で使われる作物を生産する生産者側も喜ばれるという本当にすばらしい制度だと私は思っております。しかしながら、これ選んでもらうのがやはり大変なのです。地域としての魅力、ブランド化が最も何か重要になってしまっていて、実際の商品のよしあしとかそういったところよりも、どうしてもブランディングで負けてしまうというようなことが起きているのが今の現状であります。そういったところを何とか改善できないかというのが一つの思いであります。一方で、そういったもので改善され、寄附が集まってくるとなれば、その生産する生産者にとっても励みになってまいります。そうなれば頑張ってこういう作物作ろうかというような思いに生産者側がなっていただける、そういったことを私としては考えております。鶏が先か、卵が先かではありませんが、まずはそういった環境づくり、そして商品の開発あるいはその手法に至るまで行政片手間でやるわけにいかないと思っています。これにしっかりと専門的に人を張りつけてその業務を行っていただき、町としてここで収入が取れるような、そういった道筋をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。企業誘致する中で、そういった加工、製造ですか、そういったライン、そういったところ、これも大変重要なのですけれども、先ほど町長も答弁出ました生産者というところで考えますと、この質問何で出しているかというと、農家さんにいろいろそういった作物等を頼むのもいいのですけれども、とはいいながらも要は生産される量といいますか、そういったところで現状の中でも高齢化が進んで継続という中ではなかなか難しいだろうと。町長の答弁もありましたけれども、そういった若い方々にも向けていくというところなのですけれども、そこはやっぱり同時なのかなと。同時というのは、例えば農家さんに特化する話ではなくて、これをでは一般家庭の個人菜園といいますか、そういったところまで広げる、要は町全体を使っていく、やっぱりその辺の発想も必要なのではないかなというふうに思います。

これは隣町の話ですけれども、楢葉町ではああいったサツマイモ生産していますけれども、一気に面積増えましたね。ああいったところ、やはりそのやり方だけで済むのか、当然そういった計画等のプロセス等もあるのでしょうけれども、しっかりどこに何を入れたときに効くかというのをやっぱり考えながら進められていったほうがよろしいのかなと思います。当然どこかで重なってくるところがありますので、そこら辺をいろいろと考えてぜひ進めていただきたいなというふうに思い

ます。２点目については終わります。

次に、３点目について再質問させていただきます。３点目、職員の意識改革についてお尋ねをしました。職員との信頼関係つくっていくと、同じ目標を共有するというところで答弁をいただいております。新町長体制となって、行政運営を進める上で、町民の皆様から期待されている一つにやはり職員の意識改革があります。町長からはぜひ職員に対して、町民を見て、町民のための行政サービスを行うと、ここをしっかりと言っていただきたい。先ほど項目別ですけれども、しっかりビジョンを持ってというところのお話もありました。ビジョン立ち上げの中で、当然行動指針ですとか、あるいは行動基準、こういったものを職員の意識にしっかり訴えていただくということ、これが先決だろうというふうに思っております。

現状のところでちょっとお尋ねしたいのですが、こういった職員一人一人にこの行動指針あるいは行動基準的なものがしっかり現時点で共有されているのかどうかというそこをちょっとお聞きしたいです。なかなか見方は、ちょっと体系が違いますので、その辺現状の役場内ではそういった周知するあるい統一されていくというそのプロセスがあるのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

町独自のそういったルールというものは明確化されているかという点では、なかなか明確化されているとは言い難いところかなというのが正直なところであります。一方で、地方公務員でありますから、地方自治法やそういった法律に基づいて町民の福祉向上あるいは生命、財産を守るといったそういった基本的なところはある中で行っております。そしてまた、各課においてこの課を運営する中でのそれぞれの大まかなルールというのはあるとは思いますけれども、それを町として何かマニュアル化してそれを実施しているというところではなっていないというのが現状であります。

一方で、そういったところもあって、私なりには実際に職員そのものが、高木議員からもありましたとおり、前年踏襲であったりとか、あるいは本当にその業務が必要かどうかということの仕分というか、そういうのをしっかりやらないままに事務をずっとこなしてきているというのが実態にあるのかなと思っています。やはり仕事が忙しくてそういったことを判断する余裕がないということになると、結果的に前年踏襲をそのまましてしまうというのが、そういうふうになりがちなのかなと思っていますので、そういう意味では業務の効率化というのは言えば簡単なのですけれども、そういうことではなくて、しっかりと１年間の事業を見直せるようなそういった仕組みづくりからスタートして、そして職員それぞれが自分の仕事に対して責任を持って、振り返りを持って考えられるような、そういうような仕組みにしたいと。そして、それによって生まれた仮に余暇があるのだとすれば、それが業務の向上につながっていくものだというふうに思っていますので、そういったところはしっかりと職員のこれ意識を変えないとなかなかできないことなので、その職員の意識

を変えるというところにおいて、まだちょっとできてはおりませんが、各課とのヒアリングを行いながら呼びかけていきたいと考えております。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。これなかなか難しいのです、正直言うと。民間でもそのビジョンを立ち上げて、それに向けて行動指針あるいは基準というものをつくりますが、それを民間で言えば社員一人一人に理解をしていただき、そして同じ方向を見て進んでいただくというのをこれ正直言って１年かけながらやっているような形ですので、そこはしっかりと進めていただきたいと思います。これまでも行政ですから、言い方が違うのだとは思いますけれども、ガバナンスであったり、内部統制であったりというところ、やっぱりそこが本来であれば一番肝腎なところなのかなというふうに思います。上がいなくても下が動くと、やっぱりこの形を民間はつくっていますので、やっぱりそういったところ、基礎となるところはしっかり独自のルール、そういったものもあってもよろしいのではないかなというふうに思います。ほかのところ調べてみますと職員憲章なるものもつくっているところもございますので、そういったところ今後参考にさせていただければと思います。

あともう一点です。すみません。次に、役場庁舎の環境改善、こちらについてお尋ねをいたしました。行政組織の見直しを行っていくというところでございました。働く職員の方々の就業環境はもちろんですけれども、町民の方々が気軽に立ち寄れるそういった役場庁舎の環境改善というものも重要だろうというふうに考えております。静まり返った役場庁舎内では自然とやっぱり足が向かなくなるというふうに、これは前々から言われているかと思いますが、役場を明るく身近に感じてもらう試みとして、広野町はこれまでたくさんの童謡が生まれていますね。ひろの童謡まつり、こういったところでできた童謡、これ町の宝だというふうに思っていますけれども、なかなかそういった曲あるいはメロディーというものがちょっと日の目を見ていないのかなというふうに思っております。開催される都度ＣＤですとか、最近では絵本ですか、頂いておりますけれども、まだまだそういった発信力というか、そういったものがちょっと確立されていないのかなというふうに感じております。であれば、そういった童話、歌うのもそれなかなか難しいでしょうけれども、そういったメロディー等を役場庁舎あるいは町の公共施設、こういったところに流すことで役場や公共施設身近に感じられて足を向けやすくなるのかなと、また訪れた町外の方々に童謡のまち広野をＰＲできるのかなというふうに思いますけれども、こういった庁舎なり、あるいは公共施設に町で生まれた童謡、そういったものを流して聞いていただく、ＰＲも含めてですけれども、こういった取組町長どのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

よくほかの施設なんかに行くと、そういったような取組をされているところはあろうかと思いま

す。一方で、それをやっていくためには恐らく、ちょっとまだ確定は分かりませんけれども、ＪＡＳＲＡＣなどにしっかりとそういった使用許可の申請を出してやる必要性があると思いますので、そういった事務的なところをしっかり調査をした中でどういうことができるか、あるいは今議員言われたＣＤといっても、あれただ録音しただけになっておりますので、恐らくあれをそのまま流すというのにはなかなか難しいのかなと思いますので、あれをしっかりとした館内用のメロディーに編集し直したやつをつくる必要性があるかなと思いますので、どういったことができるかについてはここでちょっと明言はできませんが、担当課と話をさせていただき、そして今言った町をＰＲできるようなところで有効に使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。職員の意識改革、職場、役場庁舎の環境改善、こちら実施していただきまして、住民の方々が気軽に立ち寄れるそうした役場庁舎、こういった運営になることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで７番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

◇　西　本　久　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、１番、西本久雄君、一般質問席に移動してください。

１番、西本久雄君。

〔１番　西本久雄君登壇〕

○１番（西本久雄君）　それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

まずは、小松町長、ご当選おめでとうございます。広野町が自立と持続の段階に入る中、当選された町長におかれましては期待と責任が一層重いと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の一般質問を始めたいと思います。１問目、広野火力発電所と町の経済の安定性について。広野活動火力発電所については、老朽化した設備の安全性、維持コストの問題により、2016年頃より順次１、３、４号機について長期停止が行われてきており、2023年９月に１、３、４号機の廃止届が出され、また本年９月末には２号についても廃止届が出されました。跡地利用については「発電事業を含め、あらゆる可能性を模索する」と言うにとどまっています。そのような経緯の中において、選挙期間中、町長は火力発電所の存続を改善したいと述べられていました。それらについて、以下の点を伺います。

１、改善とは具体的に何を意味するのか。また、廃止予定設備もある中で、どのような再編、跡地活用を想定しているのでしょうか。

２、燃料費、環境規制、脱炭素圧力など、社会全体の変化を受け、発電所の税収や雇用が将来的

に減少する可能性を踏まえ、これまでの発電所頼みの町づくりに戻らず、火力依存度を下げた持続可能な経済基盤をつくるためどのような施策を進めるのか、町民に分かる形で示していただくことを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　１番、西本久雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、広野火力発電所と町の経済の安定性について、改善とは具体的に何を意味するのか、廃止予定設備もある中で、どのような再編、跡地活用を想定しているのでしょうかについてであります。

30年後も広野町が単独で行政運営をするためには、町の税収を多く占めるＪＥＲＡ広野火力発電所の存続は最も重要な課題だと思っております。私は、町民の働く場を守るためにも、古い設備を廃止するだけではなく、新しい発電所へのリプレースやＦ―ＲＥＩとの技術提携による新技術で燃料転換、発電効率のイノベーションを起こす事業の実用化など、国、県、関係団体に対し積極的に要望活動を行い、事業者と信頼関係を築き、広野火力発電所の事業継続に向けて取り組んでいくとの思いで申したものでございます。

ご質問の１番目の２点目、発電所頼みの町づくりに戻らず、火力依存度を下げた持続可能な経済基盤をつくるためどのような施策を進めるのか、町民に分かる形で示していただくことを伺いますについてであります。町のリーダーである町長は、自分の任期のみならず、町勢振興計画の10年先よりさらに先の30年後、50年後を見据えて長期的かつ明確なビジョンを持ち、町民を幸せにするためにそのビジョンを町民にしっかりと示すべきであると考えております。

私が町民の幸せと考えるのは、30年後も広野町が単独で行政運営を行い、町民の誰もが歴史と伝統を重んじ、豊かで誇り高い生活を送れることであります。町の税収の多くは、電力産業に依存しております。その最も大きなものは大規模償却資産に係る固定資産税であり、年々減少している状況にあります。組織改革によって無駄を省き、厳しい予算査定により執行予算を削ることで健全な財政運営を図ることは、町政運営にとって必要な作業であります。

一方、健全財政運営だけでは10年後、30年後を見据えたときに現在の基準を維持することは困難であります。そのため、収入を増やす方策として、企業誘致による産業振興を一つの大きな公約に掲げました。一流企業を誘致することも重要ですけれども、地域の農業と結びついて新しい産業を興す企業を誘致し、基幹産業である農業を活性化させることにより農家の収入が安定し、農家を志す若者が増えることが期待できると考えております。そのような好循環が生まれる広野町を目指してまいります。

また、農業の多様化を目指し、団地化にも力を入れてまいります。加えてふるさと納税を活用し

た寄附収入の拡大を図るべく、返礼品として地域に誇れる町の特産品開発を進めるため、役場内に専門部門を設置し、農家、生産者の直接的な窓口となって企画立案から事業創設に向けて伴走支援をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。本日ここまでの所信表明や答弁の中で回答はある程度出ていましたが、それではちょっと再質問のほう、私なりの再質問をさせていただきたいと思います。

私、今回の質問の中で、１、３、４号機について2016年度から計画的に行われてきている、10年前からこういったものは計画的に行われていたということです。今回改めて２号機が廃止というのは今年に限っての問題ではなく、もう10年前からある程度の段階を踏まえて見据えられた課題であったとは思います。その中で私は、町長、これから臨むに当たって同じような問題、10年後、30年後までのビジョンを見据える中で、５、６号機についても同じようなことが言えると思います。その中でＪＥＲＡに対して大企業の、先ほどありましたが、業務計画の中でそういったものはもう20年先まではおよそ決定していることだと思います。５、６号機についても同じようにＪＥＲＡに対して要望等を今から30年を見据えて打診していくべきではないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員申されたとおり、10年前にもう既に長期停止が行われてというお話をいただきましたけれども、10年前こういった環境にあったのかどうかということについては、私も役場の中におりまして、そういったことはなかったというふうに考えております。当時震災直後で電力不足が言われておりまして、広野火力発電所においても本来であれば楢葉町に隣接しているエリアでありましたから、帰還困難あるいはまだ避難指示の解除、そういったところがされていない中で、特に関東圏での電力が不足しているということもあって、広野火力発電所をいち早く再開しなければいけないというような状況になり、当時火力発電所の敷地をいち早く避難指示を解除して、そして火力発電所の復旧作業に当たったというふうに記憶しております。その中で、私の記憶している中では、特に全ての号機においてフル活動をして電力を関東圏に送っていたということがございます。ちょっと10年前にこの長期停止が行われた理由、これ事業者とちょっと話ししないとよく分かりませんが、私の記憶ではやっぱり燃料価格がだんだん高騰してきていて、その中で重油というか、石油を原料とする発電所については運転のほうを控えるというようなことが起きてきたというふうに記憶してございます。それが今回の廃止に直接的につながったのかどうかというのは、ちょっと私は事業者とそういったところはお話をしておりませんので、よく分かっていないというのが正直なところであります。今、議員おただしの部分に関しては、明確なそういったようなアプローチがあって今に

至っているということではないということであります。

一方で、２年半ぐらい前になると思いますけれども、正確な日時はちょっと分かりませんが、そのときに廃止に向けたお話があったというのは、私も担当課で課長をしておりましたから分かっております。そういった話の中で、これを何とか存続してほしいというような動きを町としてもするべきだということで、何度かＪＥＲＡのほうにも伺ったというのは正直なところであります。しかしながら、ここにつきましては私は町から直接的な存続要望、これは町がＪＥＲＡに対して存続要望をしたというのは、私が退職した後のついこの間の議員の皆さんと町長との合同要望、あれが最初だったというふうに認識しております。それ以前には存続要望について具体的に要望活動をしたというのはないと思っております。２号機の存続、これを口頭でしたということは記憶にあります。１、３、４号機についての具体的な要望というのは私の記憶の中ではなかったと思っていますし、２号機については当時の、今の議会ではなくて前の任期のときの議会でありますが、そのときに全員協議会をやる直前になってそのようなお話をしたというのが事実でありまして、その後あの跡地利用やそういったものに関して具体的な要望活動というのは行っていないというふうに私としては記憶してございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　すみません。それでは、ここまでの１、２、３、４号機についてのお話は、経緯等は理解しました。私は町長がこれから30年先のビジョンを、スパンを考えていきたいという中で、５、６号機についても恐らく建物の老朽化等によりＪＥＲＡは検討をするはずだと思われます。そういった中で、今後これからも同じような課題が生まれないように、今からすぐとは言いませんが、なるべく早くＪＥＲＡとの密な関係、相談のできる地元企業に対してのそういった関係性を築くべきではないでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

そういったこともありまして、私も今議員が心配されているまさしくそこでありまして、そのためにも事業者としっかりとトップがというのもあるのですけれども、まずは担当レベルでしっかりとそういった情報交換のできるそういう環境をつくって、そして常に事業者とそういった意思確認をしながら、我々としてはやっぱり火力発電所が存続していただくことがとっても重要なものだと思っておりますので、そのための最善の手法をしっかりと取っていくために、今以上により一層事業者と連携を密にしてやっていきたいと、そういう思いでありますので、議員おっしゃるとおりそこは私も大変心配しておりますので、しっかりそこは頑張って取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それらについては、私たち議会のほうでも心配事としながら一緒に歩んでいきたいと思います。それでは、１番につきましては終わりたいと思います。

２点目ですが、人事の公平性、透明性と組織風土改革について。町長は庁舎内の風通しをよくするを強調されていましたが、これは職員の自由な意見発信の保障、公正な評価制度の運用人事における透明性と説明責任といった要素を伴うものと考えます。また、三役や第三セクターなどの重要ポストが政治任用、縁故性に偏ると行政の公平性への信頼を損なうおそれがあると思われます。そこで次の点を伺います。

１、町長が感じておられた庁舎内の風通しの悪さについて、現状の課題認識を具体的に伺います。どの部分で、どの程度の問題と捉えているのか。

２、それら課題認識に基づき、職員意識改革や組織風土改善のためにどのような施策を行うのか。

３、三役、第三セクター等の重要ポストの任命手続はどのように透明化されるのか。人選基準や説明責任の制度化、明文化について伺います。

４、これら施策は、町民への住民サービスや日常生活にどのように反映されるのか、以上４点お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　１番、西本久雄議員のご質問の２番目の１点目、庁舎内の風通しの悪さについて、現状課題、認識を具体的に伺います。どの部分で、どの程度の問題と捉えているのかについてであります。

町のリーダーである町長は、30年先のスパンで町づくりを考え、明るい未来への展望、グランドデザインを示し、成功へ導いていくべきだと考えております。しかし、前町政からはそうした長期的なビジョンが示されておらず、道の駅事業等の多額の単独整備事業費の執行など間違ったトップダウンの行政手法が職員のやる気を減衰させ、組織の閉塞感を生む結果になったものと受け止めております。

ご質問の２番目の２点目、それら課題認識に基づき、職員意識改革や組織風土改善のためにどのような施策を行うのかについてであります。１点目同様、町のリーダーである町長は、30年先のスパンで町づくりを考え、明るい未来への展望、グランドデザインを示し、成功へ導いていくべきと考えています。そのためには、私自身が改革の先頭に立って職員を鼓舞し、元職員という強みを生かしながら信頼関係を築くことで一人一人のやる気を引き出してまいります。このことが閉塞感ある役場組織を改革し、風通しのよい元気あふれる職場に生まれ変わらせ、町民の皆さんから信頼され、住民ファーストの対応ができる、充実した仕事ができる環境醸成につながるものと考えており

ます。

ご質問の２番目の３点目、三役、第三セクター等の重要ポストの任命手続はどのように透明化されるのか、人選基準や説明責任の制度化、明文化について伺いますについてであります。町三役の選任につきましては、町長は公職選挙法に基づく町長選挙において、副町長及び教育長は地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を得て選任されます。株式会社広野町振興公社等の第三セクターの代表取締役社長につきましては、株主である広野町長が候補者を選定、取締役会で審議を行い、株主総会で承認され、就任となります。副町長は町長を補佐し、町政の円滑な運営を支える役割を担い、教育長は町の教育行政を統括する役割を担う資質を有し、第三セクターの代表取締役社長は経営戦略の立案、事業推進、財務管理、組織マネジメントを行う役割を担う資質を有する者が選任されると認識しており、透明性が担保され、人選基準や説明責任の制度化、明文化については特段必要がないと考えております。

ご質問の２番目の４点目、これらの施策は、町民への住民サービスや日常生活にどのように反映されるのかについてであります。ご質問の１点目から３点目の答弁を実行し、30年後も広野町が単独で存続することで町民の誰もが歴史と伝統を重んじ、豊かで誇り高い生活を送ることが可能な町民の幸せにつながるものと考えております。これらにつきましては、一朝一夕になし得るものとは考えておりません。一つ一つ課題を解決し、地道に実績を積み重ねることでなし得るものと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。それでは、再質問を行いたいと思います。

少し気になった発言があったので、最初の課題のところだったのですが、間違ったトップダウンによりやる気が阻害されたという部分です。間違ったトップダウンという認識はあり、それが会議等もある中で、それらに対しての是正とか、助言とか、そういったものはなかったのでしょうか。

もう一点。では、これから間違ったトップダウンが行われるたびに職員のやる気は阻害されてしまう状況は、町長何かで改善されるでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

あえて間違ったトップダウンというふうにさせていただきました。トップダウンそのものを私は悪いとは思っておりません。トップダウンもある意味必要なものがあると思います。間違ったトップダウンというのは、これはやった側が間違ったと認識しているかどうかというのはまた別の問題でありますので、そういう意味では職員側からの評価だと考えております。別に今の町政、前町政に対して評価をしているものではございません。間違ったトップダウンという一般的な考え方で、そういったものがある意味職員のやる気を減衰させていると、こういったことが我々いろんな組織

の中で起きてくることだというふうに一般論を申したまででございます。

そんな中で、職員のやる気を減衰させてしまっているということが職場環境を悪化させているということだとすれば、そういったところについて私は丁寧にコミュニケーションを取って、その職員のやる気を引き出すような、あるいはこれは人事も含みますが、そういったところでしっかりと取り組んでまいりたいと、そういう思いで回答させていただきました。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　そういったことであれば分かりました。

それでは、次に移ります。そういった中で、前町政のときにはちょっと私は内部まで、そこまで詳しくは分かりませんが、これから小松町長が組織改革、そういった風土改革を行っていく中で、職員の発信等を風通しをよくするという部分において、定期的に昼食会とかそういったもので対応をしていくのでしょうか。

また、そこに私はちょっと思うのが、これせっかく新しく改革されていく中であるならば、ちょっと私見た景色で言うのですが、私受付に、カウンターにいたのですが、ＯＢの方はずっと中に入ってしまいます、事務方のほうに。元職であるからこそＯＢの方の介在等があって、若い職員の方が自分の意見を発信したときにそこにＯＢの方の意見とかも介在してしまうと、せっかく組織改革している中で元に収まりやすい状況になってしまわないか、そこが心配なのです。そういったところ、職員の発信についてちょっと町長について意見を述べさせていただきました。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員のおっしゃられている元職が職場の中に入っていくといったところはちょっと私もよく分かりませんけれども、少なくとも私退職してから職場の中に足を踏み入れるということはしておりません。カウンター越しで職員と対峙している。ＯＢの人間であればそうするべきだというふうには思います。必要以上に現職の職員に対して、気軽さはあるのかもしれませんが、プレッシャーになるようなことは避けるべきだというふうには思います。そこはしっかりと職場の中でそういった手法を浸透させるようやっていきたいと思います。

また、どうやって職員とコミュニケーションを図るかといったところについては、やはり職員とある意味私の立場であれば、元職員ということではありますけれども、やはり町長と職員、上司と部下という関係になりますので、そういった点で私がある意味お話をすることが直接命令になってしまう可能性があります。そういったことを避けるためにもフラットな場で話ができるような環境、これはつくっていきたいと思っています。ランチミーティングという話もありましたけれども、必ずしもそういったことではなくて、もっと気軽にフラットな場で意見交換ができるようなそういったことはしていきたいなと思っています。また、特に課長等におかれては、そういったなかなか私

に直接物を言えない職員というのもおられると思いますので、そういった方の代弁者になっていただいて、しっかりと職員の一番末端までその声が私のところに届くような、そういった組織改善は行っていきたいと考えております。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。風通しがよくなって働きやすくなる、元職員の町長がそういったことを先導してやっていただくのはありがたいと思います。ただし、それがなれ合いや仕事の緩慢さにつながらないように、そこは注意してやっていただきたいと思います。ひいては町民の方のためなので、働きやすさが決して庁舎内だけの出来事と捉えないでいただきたいと思います。

それでは、３問目に移りたいと思います。前町政からの事業の継承と見直しについて。前町政から引き継ぐ事業について、どの事業を継続し、どの事業を見直すか。判断基準は何か。

２番、見直すべき対象事業に関して、町民や議会、また関係団体への説明責任の確保はどう行うのか、２点お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　１番、西本久雄議員のご質問の３番目の１点目、前町政から引き継ぐ事業について、どの事業を継続し、どの事業を見直すか、判断基準は何かについてであります。

事業の継承、見直しにつきましては、第５次広野町町勢振興計画、広野町公共施設等個別施設計画、中期財政シミュレーション等を基に事業の効果等について検証を行い、判断していきたいと考えております。なお、広野町防災の駅整備事業につきましては、事業の見直しを行いたいと考えております。

ご質問の３番目の２点目、見直すべき対象事業について、町民や議会、また関係団体への説明責任の確保をどのように行うかについてであります。見直すべき事業がある場合は町議会へ説明を行うとともに、町民に対しては住民懇談会等で説明を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　丁寧な回答ありがとうございます。先ほど高木議員の一般質問の中にもありましたが、事業の見直しまたは新規事業の立ち上げ等について、そういった手順を評価して見直しを行って新しいものを立ち上げる、やるものとやらないものを決める、こういったことをしないとやりたいことだらけで町財政は逼迫してしまうと思います。そういった手順はきっちりと押さえていただきたいと思います。

また、説明についてですが、これらは全般的な話にもなってしまいますが、今までこれまでも私議会の中でも何回か話したかなと思うのですが、町民の方に対しての周知の部分についてやはり弱い部分、弱かった部分だと思われます。これは事業に対してなのですが、ありとあらゆる町の方に説明しなければいけない部分について、踏み込んだ周知方法がちょっと足りないのではないかと。この間、先日の意見交換会の中でもありましたが、何をしているかが分からないという意見が、やはり見えていない。先ほどの所信表明の中でもありましたが、グランドデザインの明確化とか、そういったものが庁舎内、議会内、こういったところでは分かるのですが、一般の町民の方は自分の住んでいる広野町でそういったことが決められている、見えているのだけれども、見る機会がないのか、調べないのか分かりませんが、そういった方に向けての周知方法がちょっとこれまでは弱かったように思われます。せっかく町長そういった発信方法を模索するのであれば、そういったところに強みを置いていくべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

情報を発信するというのは、非常に重要なことだと思います。その手法についてはいろいろな方法があるのだろうと思いますけれども、今議員おっしゃっているようになかなか町民の皆さんに届いていないとするならば、今までの手法で発信し続けても改善はされないということでありますので、そこは今までと違った手法を取り入れるというのが必要だと思っています。

１つは、先ほどもありましたけれども、一般の町民向けの説明会を今までは公民館１か所で年に１回ほどやっていたというのもできれば地区ごとで行っていくということで、今まで公民館に足が向かなかった人に対してもそういった意味では町政の報告ができるというふうに考えてございます。また、昨今は議員の皆さんも町民の皆さんとの懇談会地区ごとにやられているということでありますので、そういった場でも住民の皆さんに向けての発信に使っていただければまた幸いかなというふうに思います。

加えましてＳＮＳを通じての発信というものも最近は大分視聴者が増えてまいりまして、有効なものに変わってきておりますので、これらについても定期的な発信をすることでさらに視聴者を増やし、若い方にも町の取組がどういうことで行われているのかといったところを分かりやすく発信できればいいのかなというふうに考えております。様々な方向からいろんな手法を使って、これは行政もしっかりやりますが、議員の皆さんにもお手伝いいただきながらやっていければいいのかなと思っております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　私たちも知り得た情報、説明できることは町民の方に説明していきたいと思います。

先ほどの答弁の中で防災の駅の見直しというのがあったと思うのですが、これはちょっと今初めて聞いたところなので、これらについての私たちへの説明というのはいつ頃を予定されていますか。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

今般選挙戦を通じて、多くの町民の皆様からこの道の駅の事業、そして今後計画を予定されている防災の駅についての事業のことにつきましてご質問をいただきました。そしてまた、大変厳しいご意見もいただいてまいりました。私はそれらについて見直すことを約束して、それを町民の皆様に約束をして当選をしたと考えております。最新の民意でこれが示されたものと理解をしております。そういった点から必要に応じてしっかりと皆様方に今後のスケジュール等についてご説明をする予定でありますが、今具体的にこの日ということは決まっておりません。決まりましたらしっかりとご説明をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　そのときはよろしくお願いいたします。

４点目に移りたいと思います。４番、町づくり、都市基盤、産業多角化について。復興期を越えつつある今、次の広野町のビジョンは何か、以下の点を伺います。

１番、ＪＲ駅周辺整備、商店街再生、道路、インフラ整備、住環境改善などの優先順位はどう考えているのでしょうか。

２番、公約で言及のありました企業誘致と農業振興を両立させる方針は何か。

３番、10年後、20年後の広野町の将来像をどのように描いているのでしょうか、３点お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　西本久雄議員のご質問の４番目の１点目、町づくり・都市基盤・産業多角化について、ＪＲ駅周辺整備、商店街再生、道路、インフラ整備、住環境整備などの優先順位はどう考えるのかについてであります。

いずれも重要な事業と認識をしております。優先順位をつけるということではなく、総合的に、また適切な時期に適切に実施していくことが肝要であると考えております。

ご質問の４番目の２点目、企業誘致と農業振興を両立させる方針は何かについてであります。特産品開発を町づくりにつなげてまいりたいと考えております。一流企業を誘致することではなく、

後継者不足に悩む町の基幹産業である農業を活性化させることにより農家の収入が安定し、農家を志す若者が増える、そんな好循環が生まれるよう地域農業と連動する企業を誘致し、農家の所得向上、経営安定化を図り、後継者、担い手不足の解消に取り組んでまいりたいと考えております。また、農業の多様化を目指し、団地化にも力を入れ、加えてふるさと納税を活用した寄附収入の拡大を図るべく、返礼品として地域に誇れる町の特産品開発を進めるため、この役場内に専門部門を設置し、農家、生産者の直接窓口となって企画立案から事業創設に向けて伴走支援をしてまいります。

ご質問の４番目の３点目、10年後、20年後の広野町の将来像をどのように描いているのかについてであります。町のリーダーである町長は、自分の任期のみならず、町勢振興計画の10年先よりさらに先の30年後、50年を見据え、長期的かつ明確なビジョンを持ち、町民を幸せにする、そのためそのビジョンを町民にしっかり説明すべきと考えております。私が考える町民の幸せとは、30年後も広野町が単独で行政運営を行い、町民の誰もが歴史と伝統を重んじ、豊かで誇り高い生活を送れることです。そのためには、町の税収の多くを占めるＪＥＲＡ広野火力発電所の存続堅持は大変重要な課題です。国の政策と連動しながら将来像を描くことで町の安定的な財源を確保してまいります。人口減少対策も重要な課題です。少子化対策の強化にも力を入れてまいりたいと考えております。ずっと住み続けたい、住んでよかったと思えるような子育て環境の構築に取り組んでまいります。さらに、地域経済の活性化及び自立した財政基盤を築くため、トップセールスによる企業誘致を行い、町民の働く場を確保するため、新たな雇用を創出しつつ、既存事業や農業従事者への支援もしっかりと取り組んでまいります。町全体で経済が循環するような仕組みを構築してまいります。また、未来にわたって広野町が存続していくためには、何より人手、人が大切であります。次の時代を担う若者たちが元気に、そして積極的に町づくりに参画できるような雰囲気づくり、そして先達者の経験と若者のアイデア、行動力が掛け合わさり、町の歴史、伝統文化がしっかりと継承される町、新しい魅力の創造につながる町を取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。この辺の４番については、所信表明とか質問の中でも大分答えが出ていました。その中で、私が思った２点だけちょっと再質問させていただきたいと思います。

まず、１点目ですが、まずミカン。ミカン農家を増やしたいという町長の回答が農業振興の中であったと思うのですが、ミカン農家を増やしたいは私も望ましいと思います。以前から気にはなっていました。ミカンが特産品なのにミカン農家はいないということは不思議だなと思っていました。片やそのミカン農家をではやりたいとなったときには、町としてこれから支援をしていくのかいかないのか。

また、そしてもう一個がバナナです。ミカンと同じように、バナナも広野の名産品として発信し

ているとは思われます。ただ、気候的に絶対バナナ農家はできないと思っていますが、その２点について町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

町の特産品でありますので、やはり農家の方がいて、その方の収入にしっかりと返ってくる、そういった作物が町の特産品であるべきだと思っています。私役場に入った頃の広野町の特産品は、シイタケでありました。シイタケ農家さんたくさんおられまして、農協さんと一緒に１キロの商品と500グラムの商品、これを販売していた。あと１つは、どんこの干しシイタケといって贈答用にちょっと金額の張るやつもやっていたかと記憶しておりますが、流通、販売、そして生産農家、そしてＰＲは町が担うという、そういった構造で特産品の振興をやっていたのが当時の広野町であります。実際現在そういった新興作物があるのかというと、残念ながら、お米は別といたしましてそういったものがないというのが実態であります。

バナナにつきましては、震災後チャレンジという形で、実証の域でやりました。これが地域の農家の人に広がっていくというものではないということでありますので、今現在二ツ沼でバナナ事業をやっておりますが、これがある意味町内の農家さんのほうに行って、農家が栽培をして販売をしていくというのはちょっと無理があるかなというふうに考えております。

一方で、ミカンについては、各家庭において数本単位でミカンが栽培されていて、特に今年は豊作だったようで、私の家もそうでしたが、たくさんミカンが取れました。皮が薄くて、非常に甘くておいしいミカンであります。ミカンのポテンシャル非常に高いと思っています。ジュースなどに加工しても、作ったジュースが完売してしまう状態であります。もっとないのですかと逆に言われるぐらいです。ですので、これ残念なことにジュースを作っているのは町内の事業者ではないと。そこが１つ残念なポイントでありますが、ミカン農家をつくると同時にそういった加工業者も町内に誘致してきてやっていけたらいいなという思いであります。そういったものが一連になって、生産者がいて、加工業者がいて、そして流通やＰＲを町や中間事業者が担えれば、そういった関係の中で特産品というものとして振興していけるのかなというふうに思っています。必ずしもミカンというわけではありませんが、私はミカンのポテンシャルが高いという思いを持って、分かりやすい表現としてそういう話をさせていただいております。ぜひそういったところご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　私も６次化できやすい製品ではあると思います。今後そういったものが進められる中で、多少財政に対して圧迫してしまうかもしれませんが、これからミカン農家になりたい、ミカンで起業したい、そういった事業者になりたいという方に対して支援、助成なりをしていく気

持ちはあるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

私としては、財政を圧迫するのではなくて、財政を豊かにする取組につなげたいという思いであります。ただ、スタートの段階で今議員が申されたそういった支援というのはあってもいいのかなと。これは、財政出動というよりは投資という感じでやることはいいのかなと思っています。そのためにもしっかりとした成功の道筋を担保した中で、投資できるものについてはしっかりと審査しながらそういった手続を取れるよう仕組みを構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　広野町は双葉郡においてですけれども、やはり人口がいない中での起業なので、リスクがあります。そういった支援等があればなと思います。それは１番にありますが、商店街の再生とかチャレンジショップ、こういったところにも適用されるとうれしいなと思います。

続きまして、５番の質問に移りたいと思います。５番ですが、人口減少への対応と定住促進について。2025年１月１日時点での住民基本台帳人口は4,531人となっており、ここ数年連続して人口減少が続いています。特に2024年から2025年にかけての年間減少率はマイナス1.63％、また2015年からの10年間では12％、すなわち618人の減少となっております。こうした人口減少の現状を踏まえ、町長は選挙時に産業振興と並び、町の将来、住みやすさの確保を強く掲げておりました。これらは、人口減少対策及び定住促進に直結する重要な施策であると考えます。つきましては、以下の点について伺います。

１番、若い世代や子育て世帯に向けた具体策は。

２番、住みやすさ確保に向けた具体的な施策、特に定住促進にくみする取組の現状と今後の方向性について伺います。

２点お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　１番、西本久雄議員のご質問の５番目の１点目、人口減少への対応と定住促進について、若い世代や子育て世帯に向けた具体策はについてであります。

町では、人口減少への対応として、特に若い世代や子育て世帯の定住促進に力を入れております。具体的には、住環境の整備、子育て支援体制の充実、雇用機会の確保を柱として施策を展開しているところであります。まず、住環境につきましては、住宅取得支援制度による駅東ニュータウン住

宅の用地取得に要する経費の一部補助、広野駅交流施設の整備を中心とした駅周辺整備による生活利便性の向上などを進めております。次に、子育て支援策につきましては、保育料や給食費の無償化などに加え、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の提供をしております。そして、雇用環境につきましては、駅東側や東町産業団地などへの企業誘致を進めるとともに、地域農業と連動する企業を誘致し、広野産の農産品を活用した特産品開発を進め、若者の働く場の確保に努めてまいりたいと考えております。これからの施策を総合的に展開し、住民が幸せで豊かな生活が送れる町づくりを推進してまいりますが、近隣市町村や先行自治体に対して足らないサービスがあることも事実であります。今後状況を精査し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の５番目の２点目、住みやすさの確保に向けた具体的な施策、特に定住促進に資する取組の現状と今後の方向性について伺いますについてであります。住みやすいと感じる基準は人によって異なり、世代やライフスタイルによって重要視するポイントも違ってまいります。少子高齢化時代を迎える中、少子化対策の強化にも力を入れてまいります。ずっと住み続けたい、住んでよかったと思えるような子育て環境の構築にも取り組んでまいります。未来にわたって広野町が存続していくためには、何より人が大切であります。次の時代を担う若者たちが元気に、そして積極的に町づくりに参画できるような雰囲気づくり、そして先達者の経験と若者のアイデア、行動力が掛け合わさり、町の歴史、伝統文化がしっかりと継承される町づくりこそが住みよさの確保につながっていくと考えております。定住促進に資する取組については、専門窓口によるワンストップ相談体制の整備、インターネット等を活用した多様な情報発信、移住者の受入れ環境の整備、移住体験ツアーの実施、大学生を対象とした企業インターンシップの実施、アーティストの地域交流の促進など、様々な施策を通じて移住、定住の促進を展開してまいります。今後も移住から定住につながる環境の整備に取り組み、新たに町が抱える課題を解決するため、地域活性化や地域課題解決に資する活動を行う学生団体等と積極的に連携しながら移住、定住の促進に取り組み、町民の幸せな町づくりの実現に邁進してまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　私は広野町、教育とか子育てについてはもうある一定のレベルには達していると思います。ただ、やはり子育てしている世代、家族にとってはまだ足りない部分が、ちらほらと要求は聞こえてきます。それら個別に対応するわけにはいきませんが、ただそういった条件をクリアしていって、広野町が子育てに向いている町、これから広野町に住みたい町というアピールの仕方で、企業に対してもそういったところを強めに押し出していって誘致の一環になればと思っております。

また、住みやすさについてですが、これからの人たちやはり増やしたいなとは思っておりますが、

今住まわれている高齢者の方に対しての住みやすさ、暮らしやすさ、こういったところも今後発掘して、なお手厚いサービス等を検討していくべきではないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、ごもっともだと思っております。多くの町民の方の声をしっかりと聞いて行政サービスの改善に取り組んでまいりたい、これが私の基本的な考え、スタンスであります。ですので、今申されました恐らく子育て世代の要求等も、私も選挙戦を通じて様々に伺ってまいりました。どういったものが実現できるか、これはこれから予算との兼ね合いもありますが、すぐにでも取り組めるものについてはしっかりと補正予算を組んででも取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、高齢者の住みやすさの改善といったところは先ほど来回答もさせていただいておりますが、やはり地域の中での活動、そして健康づくりやそういったもの、一般的になかなか最近交流ができなくなっているような年配の方々、そういった方々に向けてこちらから出向いていけるようなそういった仕組みというものをしっかりと提供していければいいのかなと思っております。今、議員の申されたとおり、しっかりと町民の皆さんのご意見を聞いて、一人一人丁寧に、そしてまた実現に向けた努力を最前線で行ってまいりたいと思っております。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。私もそれを手伝っていけたらと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。今日の答弁のやり取りがこれから町民にとってすばらしい方向に導くものだといいと思いながら質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで１番、西本久雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は14時58分であります。ただいまから15時15分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、15時15分まで休憩いたします。

（午後　２時５８分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時１５分）

◇　西　内　玄　太　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、５番、西内玄太君、一般質問席に移動してください。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

１、委託費、指定管理料等の適正性について。物価、人件費等が高騰していますが、町発注の委託費や指定管理料の適正性を確保するため、仕様を再度精査し、複数者から見積り徴収等を行う考えはあるか、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　５番、西内玄太議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、町発注の委託費や指定管理料の適正性を確保するため、仕様を再度精査し、複数者から見積り徴収等を行う考えはあるか伺いますについてであります。

町発注の委託費や指定管理料の適正性を確保するため、設計書及び仕様書作成において、社会福祉施設の指定管理を除き、複数者から見積書を徴収する対応を行ってまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。ただいま複数者からの見積りを取っていただいて、適正性の確保をしていただくということでご答弁いただきました。こちらのほう質問させていただいた経過というとあれなのですけれども、まず１つ目が、現状の指定管理等の部分で二ツ沼公園等も委員会のほうで現場拝見させていただいたところでもあるのですけれども、施設の管理、何か壊れた部分であったりとかというのは町の持つ部分になるとは思うのですけれども、枯れ木だったりとか花壇の中の草だったりとかというところが行き届いていなかったりというところもあって、再度そういったところも見直した上で、現状お支払いというか、指定管理料として払っているものの中で、それがのめなくてそうなっているのか、つまりは町側でしっかりと今現状払っているものでしっかり管理されていると言えるのかというところで、こちらのそういった側面も一つとして質問をさせていただいたのですけれども、ただ再質問としてもう一つ伺いたいと思いますのは、中には複数者にお見積りというか、お願いするにしても、入札に付すとしても、なかなか受託可能事業者というか、そういった部分が少ないというような状況もあるかと思います。

そこで、そういった場合については、受託可能性が１社しかないような場合だと単独随契になるとは思うのですけれども、その場合においても受託はできないけれども、価格を算定していただけ

るであろう他の業者だったりとか、あとはそういった知識を有するところに少しというか、費用負担が発生したとしても、こちらの適正性の確保、現状把握という意味でもそういった対応を取って予定価格のほうを定めるべきかなと思うのですけれども、そういった場合について代替の対応というか、そういったものも取る考えがあるかどうか確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問につきましてお答えをいたします。

まず、最初の二ツ沼総合公園の指定管理の中の件かなというふうに思いますが、こちらにつきましては今議員おっしゃられているように、管理不足のところが多々あるのではないかというようなところのご指摘かと思いますので、これらについては指定管理料の大部分が人件費を算出する中でその業務を、ある意味見積りの中にそういった業務でこれだけの金額が発生しますという形で人件費を算出しているというのが実態でありますので、この辺りは人員不足ということもちょっと言われているところもありますので、事業者としっかりとそこも話をした中で改善策を見つけていきたいと考えております。

もう一つ、見積りの関係でご指摘をいただきました。今、議員おっしゃられるように、どうしても地元企業というか、地域の中で受注できる企業さんを探したときに１社しかいない場合は随契になってしまうと。そのときの見積りが本当に適正かどうかといったところの確認の件だというふうに思いますけれども、以前私もそういった意味で過去にほかの事業者から見積りを取った記憶がございます。そうなると、どうしても受注を目的としない見積りの出し方をしてしまって、あまり参考にならなかったという記憶がございました。どうしてもやっぱり受注を目的とすると、多少値段を下げたりとか企業努力というところが入ってくるのですが、単なる見積りの徴収だけだとやはり低下とまでは言いませんけれども、そういった形の金額の出し方というふうになっていて、あまり参考にならなかったなというのは実体験で持っております。しかしながら、適正価格とは何ぞやといったときには、場合によってはその金額が適正価格なのかもしれませんので、そこは今までの既成概念にとらわれないやり方というのも一方では考える必要性があるかなと思います。見積りを徴収する事業によってそういったところのしっかり確認はさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。過去に参考見積りというか、そういった部分取ったときに、受注を目的としていないので、現実というか、実際の入札額とはちょっと乖離するのではないかというところであんまり参考にならなかったというところもありましたけれども、ただ価格の比較ができるというところでは全く無意味ではないというふうに思いますので、こちらについても様々な手法でそういった調査をして、予定価格というか、そういったものの算定をした上で契約業務に当たっていただけるのではないかなというところで受け止めております。

こちらの適正価格の重要性なのですけれども、今後も物価、人件費等は引き続き上がっていくような気がしています。役場の職員の給与自体も人事院勧告等でも継続してアップしているような状態かと思いますので、一般でもそうなのかなというふうに思います。単独で契約が続けば続くほど市場価格との乖離が放置されるようなことになってしまうと、どこかで事業者さんのほうが安くてできませんとかってなったときに代替できる企業がなかったとか、そっちの代わりにできそうな企業がめちゃくちゃ高かったとかというときに、町側にそれをのめるような状況にないとその事業自体の継続自体も困難になってしまうというところですので、こちらは町長の継続した町政の、長きにわたる町政の継続というところでも、実際の現状把握というところでちょうどいいタイミングでもあるのかなというふうに思っておりますので、こちらの先ほどお尋ねした複数見積りと予定価格調書作成の際の調査というところをお願いしたいと思います。

こちらのほうは完全に余計なことなのですけれども、仮に現状事業者さんに見積りいただいたものを、このぐらいしかないからこの額でやってくれないかとか、あとは高過ぎるからちょっと下げてくれとか、そういったものが担当というか、各課レベルでそういったものあるとうまくないと思うので、ないとは思いますけれども、そういった部分に関しては町長も各課職員、課長から主事、主査クラスまでいますけれども、町長自ら研修や監督のほう当たっていただけるといいかなと思うのですけれども、こちらいかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

やはり価格の適正化といったところは、議員おっしゃられるように、昨今の物価高騰、そして人件費の高騰によって、今までこのぐらいでできたはずだというようなものが確かにできなくなってくる、そういった時代になってまいりました。適正な金額をどういうふうに見積もるかといったところも、これは職員の手腕にかかってくるところだと思います。一方で、不当な形で金額を下げるとか不当な要求をするといったことは、最近ではほかの自治体さんなどでもあって問題視されているところだというふうに認識はしております。町内にあってはそういったことが起きない、そういう指導はしっかりと各課に向けてしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。こちらの１番目の質問については、いずれも真摯にご対応いただけるという答弁をいただきまして、非常に頼もしく感じたところでございます。さきに監査報告のほうでも、法律違反とは言えないものの合理的ではないというようなご指摘、町民号の件ですけれども、そういった部分もありましたので、そういった裏技的なところが常態化してしまわないような、ある冷静で客観的なというような運用をぜひお願いをいたしまして、こちらの１番目の質問については終わりにいたします。

それでは、２番目の質問に移ります。20代の住民への独自減税について。人口減少、少子化は変わらず当町の課題ですが、今後の若年人口の流出、移住、定住事業の推進のため、若年世代の住民に対して独自の減税措置を行うことはできるか、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　小松和真君登壇〕

○町長（小松和真君）　５番、西内玄太議員のご質問の２番目、若者世代の住民に対して独自の減税措置を行うことはできるか伺いますについてであります。

20代の住民を対象とした減税措置につきましては、町税のうち固定資産税は所有者、軽自動車税は所有者または使用者、国民健康保険税は加入者がいる世帯の世帯主と対象者が限定的でありまして、より多くの若年世代の住民を対象とすることができるものとして考えられるのが町民税の減税であります。地方税法の規定により、全ての課税対象者に対し同じ税率で課税しなければならないということから、一部の課税対象者のみを減税することができません。一方で、若年世代の定住につなげる施策は必要だと考えております。住宅補助や子育て支援、教育環境の充実など、減税とは違った形で支援策を考え、講じてまいる考えでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。こちらの減税という部分、対象の年齢だけ区切って減税はなかなか難しいだろうと。難しいというか、法律上できないというようなことでございまして、こちらのほうはそうなのでしょう。町民税の世代を限定しての減税はできないというお話でありまして、ほかの部分で必要な支援をしていくというところでご答弁いただきましたけれども、こちらの質問というか、させていただいたのは、町長も選挙戦当時からおっしゃっていただいたと思うのですけれども、若者の納得感の高い行政運営に当たっていきたいということもおっしゃっていただいたと記憶しているのですけれども、それに当たって目下のところですけれども、その若者の納得感が一番ないものが国政の増税傾向にあるというふうに私は踏んでおります。直近でも来年2026年４月から健康保険料に上乗せして子ども・子育て支援金の徴収が始まります。こちらの子供・子育て支援金の徴収なのですけれども、子ども・子育て事業の拡充のための財源を確保するために健康保険から、こども家庭庁のホームページですと月額おおむね450円程度を徴収するような形になっております。拡充部分も様々ありまして、そちらのほうを見ましても出産時に10万円の給付だったりとか、あとは３人目ぐらいから子ども手当が上がるだったりとか、子ども・子育てのほうで子供が増えればその分手厚い支援を受けられるような状態だとは思うのですけれども、現状少子化の部分で一番問題なのが、若者がお金持っていなくてそもそも結婚をしない。子供が生まれてからの話ではなくて、子供が生まれる前の支援も重要なのではないかというふうに私は考えていまし

て、それなのにというとあれですけれども、国のほうではその若者さえ対象にしてお金下さいという話の事業になっていて、ただでさえ税とか健康保険だったりとかということで国民負担率５割に迫る勢いだなんていう話もある中で、とても真剣にやろうという気概を今の国政の子育て支援には感じないのです。そういった部分もあって、かなりこの子ども・子育て支援金の若年世代のヘイトは高いものだと認識しております。

そこで、町のほうのこれからの町政において、その若者世代に納得度が高いところというところも公約にされていらっしゃるし、そちらのほうに私も共感するところですので、この子ども・子育て支援金に該当する負担を上回るぐらいのお金は、就労初期だったり、子育て準備世代に当たる20代の方にお返しできないかということだったのですけれども、ちょっと住民税のほうからはなかなか不可能であるという、法律上不可能であるということなのですけれども、ちょっと私もこの住民税からの減税ということを想定はしてはいたのですけれども、そうすると減税はできないということになると給付とかになってはくるかなとは思うのですけれども、こういった若者世代に絞って、定期的にですけれども、こちらも毎月働いていれば保険料から取られるものですので、毎月どこかでこれを上回るぐらいの給付ができる可能性が考えられるものがあれば、すみません。なければ結構でございますが、今現状で考えるものがあれば、すみません、教えていただけると。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、今ご指摘いただいたところです。その中で、本来であれば国政に頑張ってもらいたいというのが正直なところでありますけれども、特に最低賃金の上昇、あるいは増税を上回る給与の支給、賃金上昇、これをまず期待をする、そしてまたそれを国に対してしっかりとその責任を果たしていただくといったところが最も重要な部分だと思います。

また、その中で地域特性の何らかの支援策ということかなというふうに思っております。若年層においては、働けど働けどなかなか生活がよくならないといいます。ワーキングプアとか様々に課題が出ているところであります。そういった対策これまで町としては、確かに今議員ご指摘のように、子育て支援策であったりとか住宅支援策、これも大体世帯を持っていたりとか、お子さんがいる世帯、そういった方々に向けた政策でありました。加えて低所得者層への給付というものは国を中心に長年物価高騰に合わせてやってきていることも事実でありますが、今言われている届いていない世代、そういったところがあるということは問題意識として私も感じております。今般の選挙戦を戦う中で、移住者への支援はたくさんあるのだけれども、ここで生まれた子がここにとどまってくれる支援というのがないよねということは言われております。それについてどういう手法があるかということは、これからしっかりと役所の中で考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。急場しのぎになるかもしれませんが、このほど国で議論されております重点支援地方交付金なんかの使い道についてもこれらと連動する話でありますので、今後こちらの使い道あるいは

今後広野町に若者が残っていただけるような施策、こういったものもしっかりと考え、取り組んでまいりたいと思います。議員のお知恵も拝借しながらやっていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。ふわっとした質問だったのですけれども、非常に分かりやすく、丁寧にご答弁いただいたと思います。今後の手だてを一緒に考えていければというふうに思うのですけれども、今回減税という形にしたかったのは、そういった税が去年の感じになったりとかという話もあったので、非常に政策として目立つのではないかなというところもありました。一緒に何か今手薄になってしまっている世代への支援というところを考えた暁には、先ほど来ほかの議員の一般質問でもおっしゃっていただきましたけれども、ＳＮＳ等も使用してぜひ目立つ形で発信をして、せっかくいいことをやったのだから、そのほかのいろんな事業、移住、定住なり、人口減少対策なり、少子化なり、そういったものにつながっていくように、目立つような形で宣伝もできたらいいのかなというふうに思っております。

大体言いたいことは言ったし、聞きたいことも聞けたと思いますので、私の一般質問はこちらで終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで５番、西内玄太君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の６名であります。

これで一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日18日で通告のあった一般質問が全て終わりましたので、明日の日程は一般質問を削除し、議案審議から始めることとなりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、明日２日目は日程表の一般質問を削除し、議案審議より進めることに決しました。

事務局より日程表を配付いたします。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　なお、ただいま配付いたしました日程表の報告は省略いたします。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は終了いたしました。

これで今日の会議を閉じます。

明日は午前９時から会期２日目を開きます。

（午後　３時４６分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　遠藤　浩

署名議員　　門馬　まりえ

第 4 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和７年第４回広野町議会定例会会議録（第２日）

令和７年１２月１９日（金曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第６６号　広野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第　３　議案第６７号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第６８号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第６９号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第７０号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第７１号　大字及び字の区域の変更について
日程第　８　議案第７２号　工事請負契約の変更契約について
日程第　９　議案第７３号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第４号）
日程第１０　議案第７４号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１１　議案第７５号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）
日程第１２　議案第７６号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１３　議案第７７号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１４　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小松和真　君		
副町長	杉浦孝幸　君		

教育長	根	本	良	政	君
参事兼総務課長	飯	島	洋	一	君
参事兼 復興企画課長	加	賀	博	行	君
産業振興課長	黒	田	泰	将	君
建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	佐	藤	尚	文	君
健康福祉課長	金	子	一	隆	君
こども家庭課長	北	郷		功	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第４回広野町議会定例会第２日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

１番　西　本　久　雄　君

２番　渡　邉　忠　義　君

を指名いたします。

○議案第６６号　広野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第66号　広野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第66号　広野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和８年度から給付化され、全ての自治体で実施することとなるため、児童福祉法の規定に基づき、本条例を制定いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、こども家庭課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

（こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ご説明ありがとうございました。

これ平たく言うと、ここに出ているように、今まで親が就労していた家族については保育園には入所できるという条件だったのだが、今回はこども誰でも通園ということは、今就労していなくても、家庭で見ている子供も急遽何かあったときにはここに、この制度にのっとって見ていただけるというような内容かと思うのですが、当然これも料金制度も書いていないので、無料で見てあげるよということですよね。いや、いいです。ちょっと待って。まだ１問終わらないから。それで、この制度は今年の４月から制定されたものですよね、こども家庭庁で。それで、今回12月ですから、もう９か月になるわけですが、その間今回出すに至るまではかなり保育士とのいろいろな内容等を想定して、ましてや今家庭にいた子供が急遽親によって預けるわけですから、どこにも行ったことない子供を他人が預かるとなると、子供の心境も大変いろいろと動揺しているようなところもあると思うのです。そういうことも含めて、今回いろいろと保育士のプロとして検討されて、今回の条例に出たのかなと思うのですが、その辺のところを課長がこれを上程、上げるに当たって、その保育士たちとどのような話をしたのか、この経緯に当たって。そういう話をしていただきたいのと、もう一つは12月の条例制定に当たって、小松町長は12月の９日就任されたわけです。それで、この決裁は、今の小松町長の決裁の中で、これは上程ということと私は思っているのですが、その辺のところも、この２件ちょっとお聞きしたいですが、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えします。

まず、１点目の料金についてでありますが、こちらこども家庭庁の事業方針、制度要件に基づきまして、まず利用時間のほうは月10時間、利用料金のほうを１時間300円を広野こども園のほうで実施する場合取る予定を考えております。

続きまして、保育士たちとの話合いについてでありますが、たしか今年度からこの法律のほうができておりまして、保育士全員たちとはまだ会話はできていないのですけれども、園長とはこちらのほうは話させていただいております。

続きまして、条例の決裁についてでありますが、こちらは11月の終わり頃に条例のほう上げておりまして、前町長のほうで決裁を受けておる状態であります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　条例ですよね。これ新町長が私は見ていなかった、前の町長が決裁したものだとなったらばどうなのですか。現町長が大丈夫だと言って上げてもらえるのならいいのだけれども、その辺の条例を上げるに対しての工夫。これ町の法律になるわけでしょう、条例というのは。私今ちょっと計算したらば、確かに今の新町長これを決裁するまで、これを本当に果たして承認し

ていいものかどうなのかとなる時間に３日か４日しかないのです。そういうことも踏まえての、事前にそういうことを出して、今回12月の条例に出すのだということは、きちっと11月の選挙があるというのは分かってはいたわけでしょう。課長としてどうなのですか、これは。条例ですよ。ちょっとこれ軽はずみに、いや、出せばいいのだではなくて、それと一番私思っているのは子供を預かるわけでしょう。人間です。万が一今のような状態で前の町長がやった。私は、今回の町長は知りませんという話になって、そしたら職員、あなたに行ったり、あと園長には話した。では、園長はどういう話をしたのか。それもまた確認はしていないのでしょう、確認を。課長、それは違うのではないか。この条例を上げるに対しては、全てどのような状態になっていくのか。ましてや物の話ではないです。人間です。人間を預かる立場なのです。そういう責任というものは課長としてどう考えていたのか、ちょっともう一度お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、条例を上げる工夫についてでありますが、条例の決裁をいただいてから現町長の小松町長のほうには資料等で説明をさせていただいております。

続きまして、園長の確認についてというご質問でありますが、こども誰でも通園制度を実施することについての確認については行っており、国の制度でやるような形になりますので、そのような確認は取っております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義議員。

○２番（渡邉忠義君）　これは、国はあくまでも、国スタイルでこれ出すのはいいのだけれども、最終的には条例として各町の判断で条例化していくという流れです。そのときにやっぱり責任は国にあったとしても、最終的な責任は町に来るでしょう。私が想定しているのは、事故があったときの責任の追及がされたときにどういうふうに、国が持ってきた条例だから、つくれよと言ったから、つくったまでだったという話は通らない話でしょう。やっぱり条例をつくるに当たっては、いろんなことを想定しながら上げるということが大事だし、小松町長は今回前の町長から上げてきたというのに対して、これを承認したから、今回これ上がってきたというふうに思われるのですけれども、私は今言いたいのは、小松町長は今回は職員をもう少しみんなにいい職員たちだと、こう言われたいために一生懸命頑張りますと。私も一つのＯＢですから、そういうふうに言われれば私も本当にうれしいです。そういう細かいことまできちっとこれからは幹部の皆さんはやっていかないと、改革というのはなかなか難しいことなのです。だから、本来であれば私は新しい町長がなって、初めてこういうものを条例化していくのだという筋論であればよかったのですが、ここの今瀬戸際のとき、職員たちの皆さん分かっていたわけでしょう、選挙があるというのを。これは、選挙だから、

どうなるか分からないわけだから、そういうことを想定して、次の条例を上げるときにはきちっとした次の町長にお願いしましょうというのが私は職員としての筋だと思います。

それと、園長には言ったといっても、園長は管理職ではないわけでしょう。管理職は、あなたしかいないわけです。そしたら、それは最後までの責任は、あなたはその課の中の長だから、やっぱりその責任を取っていくにはこういう条例もきちっと保育士あたりにも説得させて進めていくというのがやっぱり仕事だと私は思うのですが、その辺で町長のほうでお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（小松和真君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

この制度を国が制度化して実施をするといったところで、待ったなしというふうに判断をして、今回急遽こども家庭課長からは説明を受けて、条例化について承認をしているところでございます。それをもって上程をさせていただいたところであります。これ最も重要なところは、今忠義議員が言ったとおりのところもありますけれども、一番は民間参入に対してどういう形で対応するかといったところがこの条例を町が急いで制定をしなければいけないという、そういった反面がございます。民間で、民間事業者がこういった保育事業を広野町内でやりたいといったときに、国ではもう既に制度化しているのに、町に条例がないと、こういった採択を受けるにしても、審査基準がないということになってしまうということもありまして、今回急遽提案をしているところでございます。町内のこども園については、なかなかこども家庭課長のほうから納得いく回答が出ていないかなというふうに思いますが、しっかりと保育を行っている先生方一人一人にこういった制度についてご理解していただいて、しっかりとその制度を理解した中でこれからの保育事業努めていただくように私のほうからもこども家庭課長のほうには指示をして、また私も現場のほうに出向いて、先生方のご意見は伺いたいと思います。

今回の条例の上程につきましては、今私のほうから言いました民間企業が参入したときに、しっかりと審査をして、町が民間事業者に対して免許を与えられるかどうか、これを決める重要な条例でありますので、何とぞご理解をいただければと思っております。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　この条例なのですけれども、今渡邉議員の質疑の中でもその答弁の中でもありましたが、民間企業等の認可の部分がメインで、こども園でもこの内容に準じて実施をするような流れになるものと受け取ったのですけれども、こちらの乳児等通園支援事業、この内容でこども園で実施する際に、現状の人員と現状の設備で対応が可能なのかどうか確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問についてお答えします。

現状の人員で実施できるかということですけれども、広野こども園のほうで実施する際は、広野

こども園の空き定員を活用して実施する余裕活用型の実施を考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　空き定員を活用する余裕活用型というところで、逆に今の人員で、空きのある分しか対応できないよということになるかと思います。そちらのほうは了解いたしました。

そのほかの部分で、設備とか送迎というか、車の要件とかも認可の要件にあったと思うのですけれども、そういった設備関係でも現状のこども園等の設備で対応ができるかどうか、もう一度お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　５番、西内玄太議員のご質問にお答えします。

設備等も現状のままで可能かということなのですけれども、この乳児等通園支援事業の設備、こちらに条例で上げさせていただきました。こちら先ほど町長もお話ししたとおり、民間事業者に対する決めになっておりますが、こちらの内容は現在既存のこども園の基準と同じ内容となっておりますので、こちらのほうは今の現状の設備で問題ないかと思われます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　お尋ねします。

最初に、どういう子供が、例えば保育所入れなかったと、定員満杯で。在宅で見ているお母さんが例えば病気になって、何時間は利用したいという場合のそういう一時預かりの子供たちなのか、その辺を明確にしていただくと、利用する側の。もう少し分かりやすいのでないかなと思いました。１点目。

２点目といたしましては、21条あたりに出てくるのですが、乳児室、または匍匐室、保育室ではなくて、匍匐室というのはどういうものなのでしょうか。ちょっとその辺教えていただければと思いました。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　８番、門馬まりえ議員のただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、どういう子供が利用ができるのかということなのですけれども、まず先ほど説明もいたしましたが、６か月から２歳未満の子供でありまして、今通常親御さん、親が働いている、就労している状態であれば広野だとこども園のほうに通える状態なのですけれども、そちらに通えていないお子さんが対象となります。一時保育事業と何が違うのかというところなのですけれども、一時保育事業とは保護者が疾病や介護が必要になりまして、預ける、利用できる事業になっております。こちらのこども誰でも通園制度というものは、お子さんを利用させたいというだけで、特に介護や

そういったものが必要になるようなものではありません。まず、１点目は以上です。

２点目の匍匐室とはということなのですけれども、歩行ができない乳幼児が自由に動き回れる、今広野こども園でいうゼロ歳児のクラスのような、はいはいのできる部屋となります。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　ありがとうございました。よく分かりました。

一時預かりのほうは、確かに親側の問題があったりして預かるのですけれども、やっぱり子育てしている中でお母さんが孤立化し、毎日子供と１対１で見ていると、やっぱりほかの子供と遊ばせたいなとか、ほかのお母さんはどうしているのかななんていうことで、ちょっと一時そういう集団の中の近いところに行って、ほかの子供と一緒に遊ばせてみたいという形で利用できるのはとてもいいことだと思います。精神的に親のほうも安定しますし、こういう子育てが家族や保育所に頼らずに、地域の中で預かって、一緒に子育てできるという制度は、これはすごく利用しやすいのかなと思います。認定こども園の中でスペースがあるところで利用されていくということでは、何人かずつやってみて、保母さんたちも受け入れてみて学ぶところもあるでしょうし、受け入れる前に想定できるものは想定して、あとやってみて考えるというところも大事かなと思いますので、ぜひうまく活用していただけるといいのかなと思います。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　条例の中の３ページ、５条、４番のところで、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表しという部分なのですが、これは誰がどのような項目で評価をする予定となっているでしょうか。また、それをどのような形で公表する予定としていますか。まず、１点お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

この条例の５条内にある５条の４項、定期的に外部の者に評価を受け、その結果を公表しというところになりますが、こちら民間事業者が実施する場合の条例でありますので、民間事業者が第三者等に評価を受け、民間事業者のほうで公表していただくような形のものになると思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　分かりました。民間用ということだったのですね。

では、続いて２点目なのですが、先ほど余裕型だということで回答があったと思うのですが、それは利用者はどのように確認をするのでしょうか。余裕がある、なしは、こども園に行って問合せをする、また利用する方は事前に申請なのか、当日の受付でも可能なのか、こういったところをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、利用者についてでありますが、基本利用するまでにはまず利用登録をしていただきまして、園のほうで利用するお子様の面談をさせていただいてという流れにはなると思います。その面談において障害の状況であるとか、疾病の状況であるとか、アレルギーであるとか、そういったものを確認させていただいて、対応可能であれば利用をしていただくような形になると思います。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　言葉だけで見ると、誰でもって書かれると勘違いする方もいらっしゃると思います。その上で、そういった面談があるとか、事前登録があるとか、そういったところに対して、ホームページ等活用していただいて、利用者の方がスムーズにこういったことが使えるように努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　１番、西本久雄議員のただいまの質問についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり町のホームページ、あとＳＮＳ等、あと広報紙、あと乳幼児健診や、そういった際にも利用できる方に周知はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第66号　広野町乳児等通園支援事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議案第６７号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第67号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第67号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和７年度福島県人事委員会勧告に伴う福島県議会議員に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第67号　広野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議案第６８号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第68号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第68号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和７年度福島県人事委員会勧告に伴う福島県特別職に係る期末手当の支給割合の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第68号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議案第６９号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第69号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第69号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和７年度福島県人事委員会勧告に基づく職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定に関し、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第69号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議案第７０号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第70号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第70号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和７年度福島県人事委員会勧告に基づく一般職員の給料月額の改正に合わせ、本条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第70号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議案第７１号　大字及び字の区域の変更について

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第71号　大字及び字の区域の変更についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第71号　大字及び字の区域変更についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、福島県が実施するほ場整備事業である復興基盤総合整備事業において換地計画を定めるに当たり、道路や水路の付け替え及び新設が行われることに伴い、広野地区の一部に係る大字及び字の区域変更について福島県から申請があったことから、大字及び字の変更をいたすための提案であります。

詳細の内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　総務課の今説明資料の１ページの３番で、変更にするところ、令和７年８月24日の広野地区換地委員会って書いてありますけれども、これはどういうメンバーで、大体どういう仕事をしているのかちょっと教えて。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

広野地区の換地委員会はどのようなメンバーで構成しているのかということでございますが、基本的には地元の地権者の代表から成るものでございます。そちらで今回の字の変更について承認を行ったということでございます。基本的にはこの事業に関しては、産業振興課のほうがほ場整備事業のほうを管理しておりますので、産業振興課所管の下で行われたということでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第71号　大字及び字の区域の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議案第７２号　工事請負契約の変更契約について

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第72号　工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第72号　工事請負契約の変更契約についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年第４回定例会において議決を賜りました広野町ラジオ受信障害対策基地局等設置工事に係る変更契約の締結について議会の議決をいただくための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるよう

お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ちょっと説明受けた上で何点か。今総務課長が話したように、去年の、ちょうど１年前にこの案件の話あったと思います。それで、今回変更理由のところに、今説明あったのですけれども、送受信所間をつなぐケーブル敷設ルートが当初から変更になったためって書いてあるのですけれども、去年の12月のときに、本来ですと今年の３月で終わる予定だったかと思うのですけれども、この当初数量と変更の数量を見ると、この変更図にも書いてあるのですけれども、何か大幅に変更しています。それで、ここに電柱の添架とか共架申請、それをしたら認めてもらえなかったという変更理由になっているではないですか。これ私もこういった仕事実は関わったことあって、物すごくルートを選定するって大変なことなのです。これに関しては、当然この場合は役所の方と、それからこれを請け負った会社が、多分これ設計施工でしたっけ。となれば、これ事前調査というのは相当していると思うのですけれども、したにもかかわらず、これ相当変更してしまって、例えば交換の支柱を自分たちで立てるようになった。あるいは、そういう既設の電柱だとかというのが何か使えなくなったということなのですけれども、これはもともとそういう計画の段階が、ちょっとあまり吟味してやらなかったのかなという設計上の問題かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

実施設計等が甘かったのではないかというようなご指摘かと思います。当然ルート図から見ると、全く違うものではないかということでございますが、添架申請に関しては実施設計の段階で申請ができない仕組みになっておりまして、実際に工事を発注してから添架申請をすると。当初最短のルートでどこ行けばいいのかということで実施設計をしておりましたが、実際には東北電力、ＮＴＴの両社に添架申請、共架申請をしたときに、強度不足で駄目だということが相当数出てきております。ですから、議員おただしのようにルートが全く別物のような形になって、設計が甘かったのではないかというようなご指摘はごもっともかと思いますが、今般の工事の性質上どうしても仕方なかったというようなことでございまして、こちらについては本年の６月補正予算のほうでご説明もさせていただきましたが、そういった同様の部分であったと。また、東北総合通信局のほうから契約の変更の許可もいただく部分でちょっと時間も要したものですから、今般の上程になったということでございます。議員おただしの部分はごもっともかと思いますが、そういった事業の性質につ

いてご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちょっと事業のほう見ると、前回亀ケ崎と長畑と二本椚ありましたよね。これとの関わりというのは何かあるのでしたっけ。ラジオの関係だったような記憶するので、その辺ちょっと忘れてしまったものですから、ちょっと。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えします。

議員おただしのように、６年度から行っている事業の繰越事業ということで、アンテナの設置箇所が亀ケ崎と長畑、二本椚ということで、同じ事業でございます。当初は今年度の早い時期に完成するというようなことで議会の中でも答弁させていただきましたが、いろんな許可の関係上、令和８年の３月に竣工予定で事業のほう進めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　了解しました。

それで、このラジオの障害、いわゆる聞き取りにくいとか、そういったものの改善をするということだろうと思うのですけれども、ラジオの個体的なものは各家庭には今ないと思うのですけれども、車あたりの関係あたりもこういった受信の影響がある場合は改善できるのだということですよね。そうすると、私らの集落は、これ沢だから、これ該当していないのですけれども、それで聞き取りにくい現状があって、やむを得ないなと。でも、これ見ればこういう障害となるものがないから、やむを得ないかなと。ただ、今携帯あるでしょう、ラジオの携帯。それは、山登っていっても何の影響もないのです。それに関わってこれだけのお金を使って、電波障害なのだという。何か理由がちょっと分からない。その辺ちょっと理解したいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のご質問にお答えします。

現在パソコンとかスマートフォンで、アプリを活用してラジオが聞ける仕組みがあるというのは私も当然承知してございます。やはりそういった携帯やらパソコンを使える方だけではなくて、高齢者の方だったりとか、そういった電子機器に明るくない方も一定数高齢者を含めていらっしゃると思います。そういったことをカバーするという部分において、令和３年度事業でちょうど中央台のところに親局を建てて、子局を広洋台のほうに建ててございます。それだけでは町内全部完結をしないということでありますので、今般３か所を追加して、町内のほぼ全域をラジオが受信できる環境にするといったものでございます。ですから、トータルで町全体を、そういった難聴区域を解消するということで進めてきているものでございます。議員おただしのように、携帯で聞けるから、

要らないのではないかというようなご指摘もあろうかと思いますが、いろんな方を対象に、そういった難聴の区域を解消していくというような事業の中身でございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第72号　工事請負契約の変更契約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時20分であります。ただいまから10時35分まで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時35分まで休憩いたします。

（午前１０時２０分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３５分）

○議案第７３号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第４号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、議案第73号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第73号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第４号）の提案理由を申

し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ3,822万7,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、財産管理費、老人福祉費、常備消防費、保健体育施設費の減額計上、財政調整基金費、地域振興対策費、障害者福祉費、後期高齢者医療費、児童福祉総務費、児童措置費、予防費、農業振興費の増額計上のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

歳入の主なるものは、国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金、財産運用収入、特別会計繰入金、基金繰入金などの増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、こども家庭課長。

（こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、学校教育課長。

（参事兼教育次長兼学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第73号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議案第７４号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、議案第74号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第74号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ77万5,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、基金積立金、償還金及び還付加算金のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

歳入の主なるものは、財産運用収入、一般会計繰入金などの増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第74号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議案第７５号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、議案第75号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第75号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ611万7,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費、高額介護サービス等費、基金積立金、一般会計繰出金のほか、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

歳入の主なるものは、国庫負担金、国庫補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金などの増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第75号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議案第７６号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第12、議案第76号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第76号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ756万円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金の増額計上となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第76号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議案第７７号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第13、議案第77号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小松和真君）　議案第77号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳出について53万5,000円を増額するための提案であります。補正の内容は、福島県人事委員会勧告に基づく人件費の増額計上となっております。

なお、担当課長による内容説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第77号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第14、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長からは政治倫理条例の調査のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、給食センターの改築について、所管施設の調査について、産業厚生常任委員会は林業専用道整備事業について、空き家対策について、

土砂採取区域森林機能回復事業について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について、議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について、政治倫理条例に関する調査特別委員会は広野町政治倫理条例に関する調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、広報委員会委員長及び政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（小松和真君）　議会閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案させていただきました議案につきまして、ご議決を賜り、御礼を申し上げます。議員の皆様からいただきました意見を真摯に受け止め、丁寧な行政運営に当たってまいりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　以上をもって令和７年第４回広野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。ご苦労さまでした。

（午前１１時３６分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　西本　久雄

署名議員　　渡邉　忠義